

清流の国ぎふ、海洋ごみ対策地域計画

～山、川、海をつなぐ私たちの「清流」を次の世代へ～

令和4年3月

(令和5年3月 一部改定)

(令和6年3月 一部改定)

岐阜県

清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画 目次

I	基本的事項	1
1	策定の背景	1
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	4
II	本県を取り巻く海洋ごみ等の現状と課題	6
1	内陸県と海洋ごみ	6
2	本県の特徴	7
3	本県の流域における海洋ごみの現状と課題	11
4	県内の散乱ごみ等の現状と課題	16
III	計画の方向性	22
1	目指すべき将来像	22
2	本計画における基本目標（令和4年度（2022年度）～令和12年度（2030年度））	22
3	基本的方向性	22
IV	全県的な推進施策	27
1	海洋ごみの発生源となる散乱ごみ等の発生抑制及び流出対策	27
2	多様な主体の適切な役割分担と連携確保	39
3	海洋ごみ対策に関する状況把握（モニタリング）	39
V	対策を重点的・モデル的に推進する区域及びその内容	40
1	対策を重点的・モデル的に推進する区域	40
2	重点モデル区域における対策	43
VI	対策の実施に当たって配慮すべき事項	59
1	災害等の緊急時における対応	59
2	地域住民及び関係団体等の参画と情報提供	59

3	本計画に関連する調査等の検討.....	59
4	伊勢湾流域圏における広域連携による海洋ごみ対策.....	59
VII	計画の推進.....	60
1	推進体制の整備.....	60
2	計画の進行管理.....	60
3	計画の進捗管理.....	61
	参考資料.....	64
1	県内河川ごみ実態調査結果（概要）.....	64
2	県内環境保全活動団体へのアンケート結果（概要）.....	75
3	下流県における海洋ごみの状況.....	79
4	計画策定経過.....	83
5	岐阜県海岸漂着物等対策推進協議会委員名簿.....	84
	【コラム】	
①	伊勢湾流域圏での連携.....	7
②	アウトドア需要の高まり.....	9
③	マイクロプラスチックの発生メカニズム.....	14
④	マイクロプラスチックの影響・被害について.....	15
⑤	世界農業遺産「清流長良川の鮎」と海とのつながり.....	26
⑥	事業者によるリサイクルの取組.....	27
⑦	岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ!」.....	28
⑧	ぎふ清流GAP評価制度.....	29
⑨	市町村におけるごみ集積所等での取組.....	30
⑩	事業者団体によるプラスチックごみ回収の取組.....	31
⑪	事業者による不法投棄抑止のための見守り活動.....	32
⑫	管理者による不法投棄に関する啓発.....	33
⑬	事業者と地域住民等が連携した清掃活動.....	34
⑭	岐阜県清掃活動ウェブページ「クリーンアップぎふ～海まで届け清流!」.....	34
⑮	環境保全団体による取組.....	35
⑯	高校生による清掃活動の取組.....	35
⑰	良好な河川環境等を維持するための取組.....	36
⑱	清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取組.....	37
⑲	事業者・事業者団体による環境教育の取組.....	38

I 基本的事項

1 策定の背景

(1) 世界的な動き

近年、海洋に流出するプラスチック（以下「海洋プラスチックごみ」という。）やマイクロプラスチック¹による、生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念され、世界規模の課題となっています。経済協力開発機構（OECD）の報告書²によれば、海洋プラスチックごみの影響による観光客の減少、漁業への悪影響等による損害は総額年間 130 億ドルに上るとも言われています。

特に、プラスチックごみは分解されにくく、一度流出した海洋プラスチックごみは潮流によって世界中の海洋を漂流等することから、世界全体の喫緊の課題として認識されています。

また海洋プラスチックごみを含む海洋ごみの発生要因に関する研究が進んでおり、海洋プラスチックごみの約 8 割は陸域からの流入との報告³もみられます。

このような状況の中、平成 27 年（2015 年）には国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」ことが持続可能な開発目標（SDGs）⁴のターゲットの一つとして掲げられました。

また令和元年（2019 年）にわが国で開催された G20 大阪サミットでは、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン⁵」が共有されました。

(2) 国内の動き

平成 21 年（2009 年）7 月、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が制定されました。

しかし、その後もわが国の海岸には多くのごみが漂着しており、また、漂流ごみや海

¹ 微細なプラスチック類。一般的に 5mm 以下のものをいう。

² OECD : Improving Plastics Management: Trends, policy responses, and the role of international co-operation and trade (2018)

³ 「海洋ごみ問題について」(環境省 令和 2 年 11 月 5 日)

⁴ 平成 27 年（2015 年）9 月、ニューヨーク国連本部において、193 の加盟国の全会一致で採択された開発目標。2030 年を期限とする 17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、格差の問題や持続可能な消費・生産、気候変動対策など、すべての国に適用される普遍的な目標となっている。地球上の「誰一人取り残されない」ことを誓っており、すべてのステークホルダー（政府、企業、NGO、有識者等）による取組が求められている。

⁵ G20 大阪サミットにおいて「共通のグローバルビジョン」として共有されたもの。

底ごみが船舶の航行の障害や漁業操業の支障となって海洋環境に深刻な影響を及ぼしていることから、平成30年（2018年）6月の法改正により、法律名が「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）となりました。

海岸漂着物処理推進法に基づく国の基本的な方針では、国内に由来して発生する海洋ごみは、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着等したものであって、海岸を有する地域にとどまらず、本県のような内陸地域についても、沿岸地域と一体となった取組が必要であると定められています。

また、本県の海洋ごみ対策への取組は、地球規模での環境汚染が懸念されている海洋プラスチックごみ問題に対しても求められています。現在、わが国からの海洋プラスチックごみの流出量は年間2～6万トンと推計されています⁶。海洋プラスチックごみには、私たちの生活に伴って生じるごみが多く含まれることから、私たちがこれまで取り組んできた一般的な廃棄物対策（日常の暮らしに関わる場所でのごみ等の適正な処分等）が海洋ごみ対策について考えるうえでも重要となっています。

令和元年（2019年）5月、国は「プラスチック資源循環戦略」を策定し、重点戦略の一つとしてプラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指し、海洋プラスチック対策を掲げました。

（3）県内での動き

本県は古来、山紫水明の自然に恵まれ、豊かな森を源とする「清流」が県内をあまねく流れ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。

平成22年（2010年）6月には、「第30回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～」が全国初の河川で開催されました。同大会を通じて醸成された森・川・海のつながりを踏まえた自然環境保全意識の高まりと大会理念を継承・発展させるため、「清流」を本県のアイデンティティーとして打ち出すとともに、本県の誇りである「清流」を守り、活かし、次世代に伝えていく「清流の国ぎふづくり」に取り組んできました。

また、平成27年（2015年）12月には、長良川における「人の生活」、「水環境」、「漁業資源」が連環する里川のシステムが「清流長良川の鮎」（長良川システム）として、世界農業遺産⁷に認定されました。これを記念して7月の第4日曜日を「G I A H S 鮎の日」とするとともに、清流のシンボルである鮎を守り育て、川と人が関わる伝統と文化を発展・継承するため、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の世界農業遺産保全計画（ア

⁶ 「海洋ごみをめぐる最近の動向」（環境省 平成30年9月）

⁷ 世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、国際連合食糧農業機関（FAO）が認定する制度。

クションプラン) に基づく取組を進めています。

さらに、本県は令和2年(2020年)7月、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い自治体として、内閣府から「SDGs未来都市⁸」に選定されました。

「岐阜県SDGs未来都市計画」では、令和12年(2030年)のあるべき姿を「自然と人が創り出す 世界に誇る『清流の国ぎふ』」とし、環境・経済・社会の諸課題に「オール岐阜」で取り組むことにより、誰もが活躍し、活力ある「清流の国ぎふ」の実現を目指すこととしています。環境分野で取り組むべき主な課題として、プラスチックごみ対策の推進や豊かな自然環境の保全と利用、「長良川システム」の持続的な発展に向けた取組等があります。

こうした状況の中、本県では令和3年(2021年)3月、「第6次岐阜県環境基本計画」及び「第3次岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、プラスチックを含む海洋ごみ対策を推進することとしました。

(4) 策定の趣旨

海洋ごみは、沿岸部や海上において発生したごみのほか、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するなどした陸域で発生したごみであり、沿岸部にとどまらず内陸県で暮らす私たちの日頃の行動や社会の有り様を映し出す鏡ともいえるものです。

本県は愛知県、三重県、富山県、福井県、長野県及び滋賀県とともに流域を形成し、豊かな自然環境に育まれた「清流」が流域圏⁹の自然と人々の暮らしを支え、海に豊かな恵みをもたらしてきました。この「清流」は、県民にとって身近な存在であるとともに、本県を代表する飛騨の木工、美濃和紙、関の刃物、東美濃の陶磁器などの匠の技や、1,300年の歴史を誇る鶺鴒などの伝統文化を育むなど、私たちの生活・環境と経済活動を支えるかけがえのない財産です。

一方で、本県が令和2年度(2020年度)に実施した河川ごみ実態調査では、多くのプラスチックごみを含む生活系ごみ¹⁰や不法投棄系ごみの散乱が県内全域で確認されており、一部地域では河川等公共用水域(以下「河川等」という。)のレジャー使用に伴うごみの投棄が確認されています。私たちの暮らしから生じたごみによって、本県の

⁸ 地方創生SDGsの達成に向け、優れたSDGsの取組を提案する地方自治体。内閣府によって毎年選定が行われる。岐阜県は令和2年(2020年)、「SDGs未来都市」に選定された。

⁹ 流域と関連する水利用地域や氾濫原からなる水循環に関する一定の地域的なまとまり。自然の系である水系と、これに関連する森林、農用地、都市等により構成される。地域間や行政機関相互の連携を図りつつ、施策を展開することが求められている。

¹⁰ 代表例としてペットボトルやビニール袋、空き缶など。

自然環境を損なうだけでなく、生活や地域経済に与える影響も懸念されており、特に、河川等を介した散乱ごみ等の流出対策が課題となっています。

また、洪水や台風等の災害によって流木等大量の自然物が河川等を介して下流の海岸等に堆積し、海岸の景観や漁業活動等に影響を及ぼすことがあります。

かけがえのない財産である「清流」を保全し次の世代へつなぐことは、私たちの暮らしから新たな海洋汚染を引き起こさないことであり、海洋ごみ対策に資する具体的な行動に取り組むことが、ひいては地域の魅力づくりにつながります。

こうした背景のもと、内陸県として本県の役割を理解し、自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」を実現するため、海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- 海岸漂着物処理推進法第14条第1項及び基本方針に基づき策定する計画です。
- また、本県の環境に関する最上位の計画にあたる「岐阜県環境基本計画」及び関連計画である「岐阜県廃棄物処理計画」との整合性を確保するとともに、「岐阜県SDGs未来都市計画」等の計画との調和を図るものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの9年間とし、始期から4年後の令和7年度（2025年度）に見直しを行います。

参考

本計画では海洋に流出した廃棄物を総称して「海洋ごみ」としています。
海洋ごみには、海岸に漂着したごみ（漂着ごみ）のほか、海面や水面を漂うごみ（漂流ごみ）や海底に堆積したごみ（海底ごみ）が含まれます。

なお、海岸漂着物処理推進法第2条では以下のとおり定義されています。

表 1 海岸漂着物等の定義

語句	説明
海岸漂着物	海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。
漂流ごみ等	我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物をいう。
海岸漂着物等	海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等をいう。

II 本県を取り巻く海洋ごみ等の現状と課題

1 内陸県と海洋ごみ

本県は内陸県ですが、三重県の調査によると伊勢湾に漂着したごみは流域圏から発生したものもあり、本県に由来すると考えられるごみも相当数あると推定¹¹されています。

内陸県で発生したごみが海洋ごみになるまでのイメージは図 1 のとおりです。流木や灌木などの自然物以外に、河川等周辺でのポイ捨てをはじめ、ごみステーション等から散乱したごみや、不法投棄、野外で使用する製品の劣化等によるごみが、河川等を介して陸域から海洋に流れ出ると考えられています。

図 1 内陸県で発生したごみ（自然物を除く）が海洋ごみになるまで



出典：海洋プラスチックごみに関する各種ガイドライン等イメージ図（環境省）を基に作成

¹¹ 三重県海岸漂着物対策推進計画（平成 24 年 3 月）

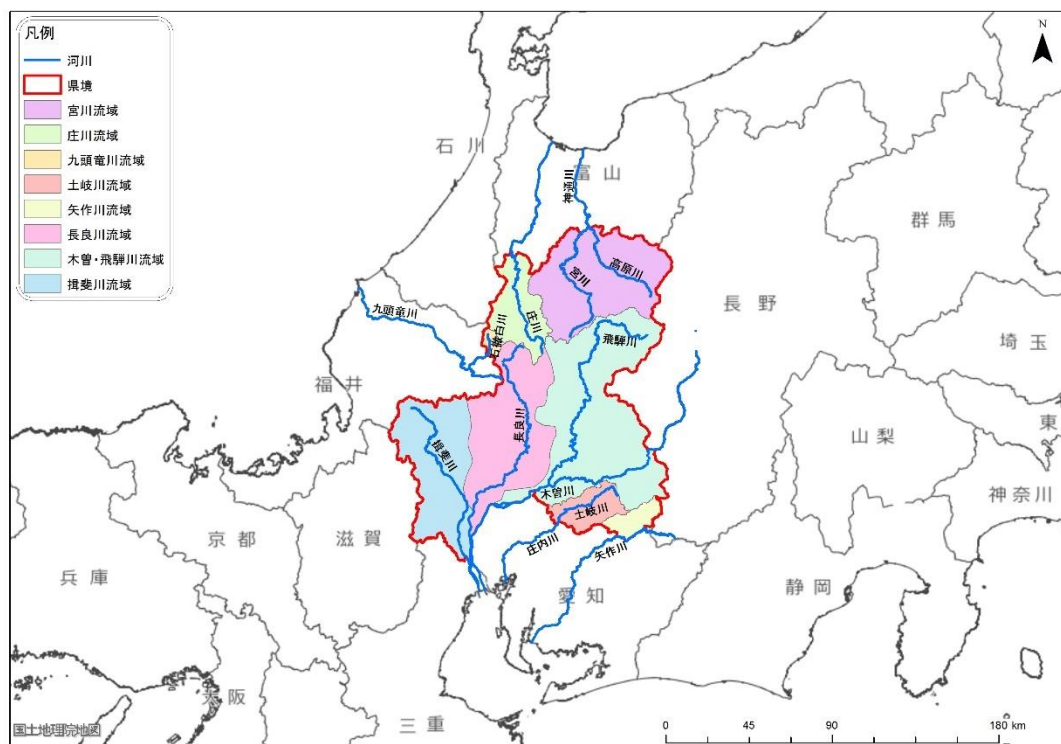
2 本県の特性

(1) 本県の河川と海とのつながり

本県の河川は、図 2 に示す 8 つの流域に分かれています。このうち、木曾川水系は長野県・愛知県・三重県・滋賀県・本県、矢作川水系は長野県・愛知県・本県、庄内川水系は愛知県・本県を流域とし、太平洋に注いでいます。

また神通川水系、庄川水系は富山県・本県、九頭竜川水系は福井県・本県を流域とし、日本海に注いでいます。

図 2 本県の河川と海とのつながり



コラム ① 伊勢湾流域圏での連携

本県は伊勢湾流域圏を構成する愛知県、三重県及び名古屋市とともに伊勢湾総合対策協議会に参画し、「伊勢湾 森・川・海クリーンアップ作戦」をはじめとする海洋ごみの発生抑制・流出対策等、流域圏での連携・協力を図ってきました。

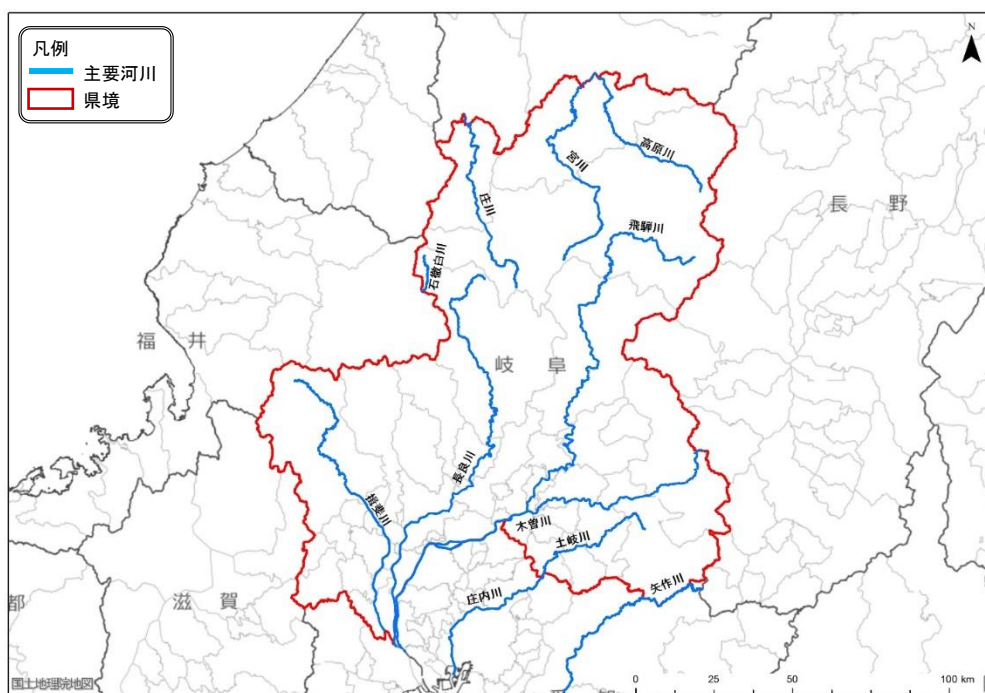
特に、平成 30 年（2018 年）からは、愛知県、三重県とともにプラスチックごみの削減を含む広域的な海洋ごみの発生抑制対策の推進を目的とした環境省のモデル事業に参画しました。

また、令和 2 年度（2020 年度）には、これまでの流域圏との連携による成果を生かし、本計画の基礎調査として県内河川ごみ実態調査を実施しました。

(2) 河川等の概況

本県の河川は、太平洋へ注ぐ木曾川水系、矢作川水系、庄内川水系と日本海へ注ぐ神通川水系、庄川水系、九頭竜川水系から成っています。特に木曾川水系長良川は、幹川流路延長 166km にわたる清流で、日本三大清流の一つに数えられ、岐阜市長良橋から上流約 1 km の水浴場は「日本の水浴場 88 選¹²」に全国で唯一河川の水浴場で選定されています。

図 3 県内の主要河川



(3) 河川等の社会的利用

長良川中上流域では優れた景観や自然環境から釣り、キャンプ、水浴、ラフティング等の多様な利用が行われています。中流部では、美濃市の川湊や関市の小瀬鵜飼等、歴史的・文化的に特徴のある河川利用も見られます。長良川中流支川流域では、市街地の河川として貴重なオープンスペースとなっていることから、釣りや散策、レクリエーション活動等の多様な利用が行われています。また、金華山や遠景の山並み、川沿いの史跡、田園風景等と相まって、優れた景観を醸し出しています。

揖斐川上流の河川水は主に発電に、下流の河川水は主に農業用水に利用されています。

¹² 「水質、自然環境・景観」「環境への配慮・取組の評価」「安全性」「利便性」等の基準に照らして選考が行われ、特に優れた 88 カ所の水浴場（平成 13 年（2001 年）環境省選定）。

木曾川下流部の美濃加茂市から愛知県犬山市にかけては、雄大な河川美がドイツのライン川にたとえて「日本ライン」と称され、日本八景¹³河川の部で第1位に選ばれています。

飛騨川を代表する「飛水峡」・「中山七里」は優れた渓谷美を有しており、ラフティング等が行われています。

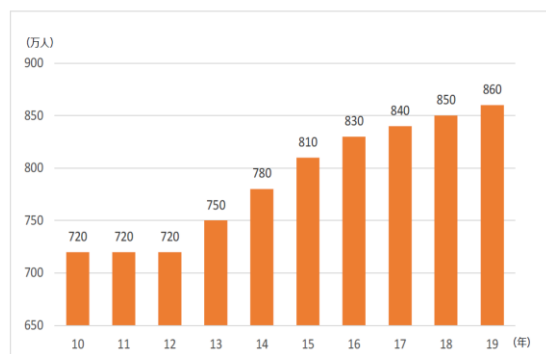
土岐川は多治見市、土岐市、瑞浪市の中心市街地を流れており、渓谷部には虎渓山等の景勝地もあり、四季折々の自然景観が楽しめます。

高山市内を流れる宮川沿川には古い町並が残り、春と秋に行われる高山祭の時期等には特に多くの観光客が訪れます。宮川には多くの景勝地があり、大八賀川の白線流し等、河川にまつわる行事でも知られています。

コラム ② アウトドア需要の高まり

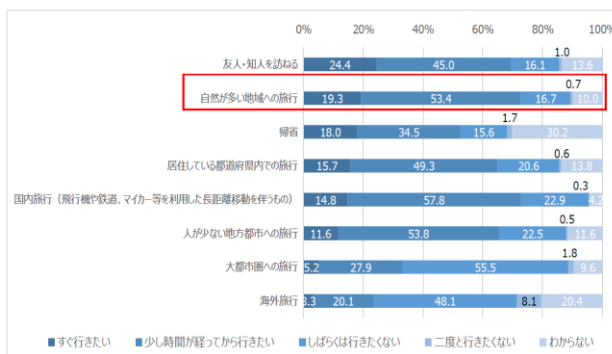
新型コロナウイルス感染症が拡大する以前から、キャンプ等のアウトドア需要は高まっており、オートキャンプ参加人数は、過去6年間で約100万人増加しています。また、新型コロナウイルス感染症による旅行者の変化として、3密の回避につながる、自然が多い地域への訪問意向が高まっているとの調査結果が示されています。

図表Ⅱ-38 オートキャンプ参加人数の推移 (推定値)



資料：(一社)日本オートキャンプ協会「オートキャンプ白書2020」

図表Ⅱ-39 意識調査 渡航や外出自粛が緩和された場合、どんな旅行にいつ頃行きたいか (単一回答)



資料：JTB・JTB総合研究所「新型コロナウイルス感染拡大による、暮らしや心の変化及び旅行再開に向けての意識調査2020」(2020年5月)

出典：令和3年版観光白書(令和3年6月、観光庁)

¹³ 昭和2年(1927年)に、大阪毎日新聞社、東京日日新聞社主催で昭和の新時代を代表する勝景を新しい好尚によって選定したもの。山岳、渓谷、瀑布、温泉、湖沼、河川、海岸、平原の8つの部門で一般からの投票による推薦を募集し、検討委員が八景を選出した。

(4) 自然的特性による海洋ごみへの影響

飛騨地域には3,000メートル級の山々がそびえ、美濃地域には木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川が流れ、自然に恵まれている本県は、古くから「飛山濃水」と呼ばれています。森林面積は86.2万ha（全国5位）で、県土面積の81%（全国2位）を占めており、全国でも有数の森林県として、海につながる豊富な水を育んできました。

一方、近年では記録的な大雨による「平成30年7月豪雨災害¹⁴」、「令和2年7月豪雨災害¹⁵」等の豪雨災害が県内で発生しており、出水期には流木等自然物のほか、街中にあるごみや劣化した製品等が、意図せず水の流れを介して海洋に流出することも懸念されています。

¹⁴ 平成30（2018）年6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に全国的に広い範囲で降った記録的な大雨による災害。

¹⁵ 令和2（2020）年7月3日から7月31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、全国各地に多くの人的被害や物的被害をもたらした記録的な大雨による災害。

3 本県の流域における海洋ごみの現状と課題

(1) 現状

① 漂着ごみの状況

本県の下流にあたる愛知県、三重県、富山県、福井県の海岸には様々なごみが堆積しており、沿岸自治体や海岸管理者等が回収を行っています。

海岸に漂着しているごみは、主に表2のとおり分類¹⁶されています。

表 2 漂着ごみの分類

	大分類	項 目
1	プラスチック	ボトルのキャップ、ふた、ストロー、マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン、食品容器、ポリ袋、ライター、シリンジ、注射器、テープ、シートや袋の破片、硬質プラスチック破片、ウレタン ほか
2	発泡スチロール	コップ、食器包装、発泡スチロールの破片、発泡スチロール製包装材 ほか
3	ゴム	タイヤ、玩具、ボール、風船、靴、ゴムの破片 ほか
4	ガラス、陶器	建築資材、食品容器、電球、蛍光管 ほか
5	金属	ビンのふた、アルミ缶、スチール缶、金属片、ワイヤー、針金 ほか
6	紙、ダンボール	タバコのパッケージ、花火、紙袋、紙製容器 ほか
7	天然繊維、革	ロープ、ひも ほか
8	木（木材等）	木材（物流用パレット、木炭等含む） ほか
9	電化製品、電子機器	電化製品、電子機器 ほか
10	自然物	自然物（灌木、流木等） ほか

出典：地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（環境省）から作成



海岸での漂着ごみの事例（四日市市吉崎海岸）

（提供：千葉 賢 四日市大学教授）

¹⁶ 環境省がこれまでに実施したモニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目を分類。

本県の下流4県を合算すると、年間約2,000～5,000トンの漂着ごみが回収されています¹⁷。このうち自然物(灌木や流木等)は重量ベースで全体の約6～9割を占めており¹⁸、海岸の景観や環境を損なってしまいます。



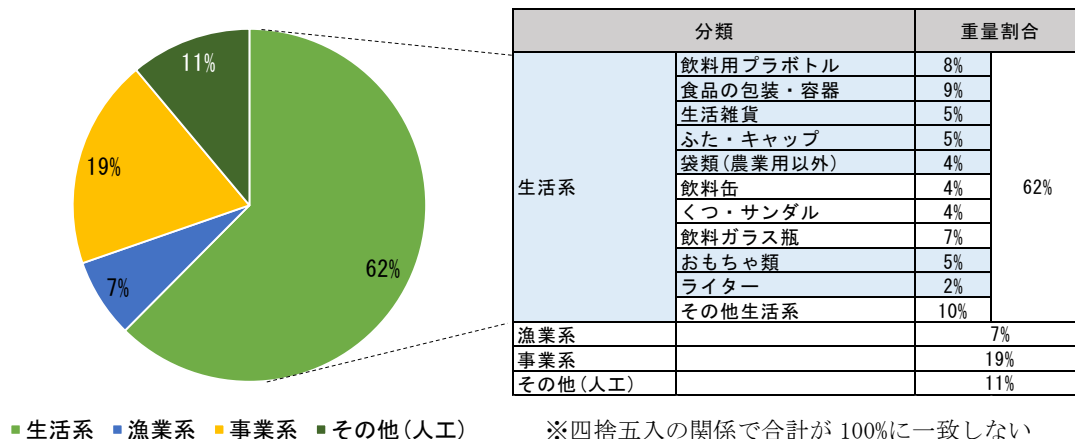
平成30年7月豪雨後
四日市港に積上げられた流木
(提供 千葉 賢 四日市大学教授)



平成30年(2018年)10月
庄内川水系新川に大量漂着したプラスチック
(提供 千葉 賢 四日市大学教授)

また愛知県の調査によると、自然物を除いた漂着ごみの組成(重量)は、生活系ごみが約6割を占めており、中でもプラスチックごみの割合が高くなっています¹⁹。

図4 自然物を除いた漂着ごみ組成(重量割合)



出典：愛知県海岸漂着物対策推進地域計画(平成27年12月改定)から作成
下流県の海岸に漂着したプラスチックごみの中には、内陸県である本県から流出した

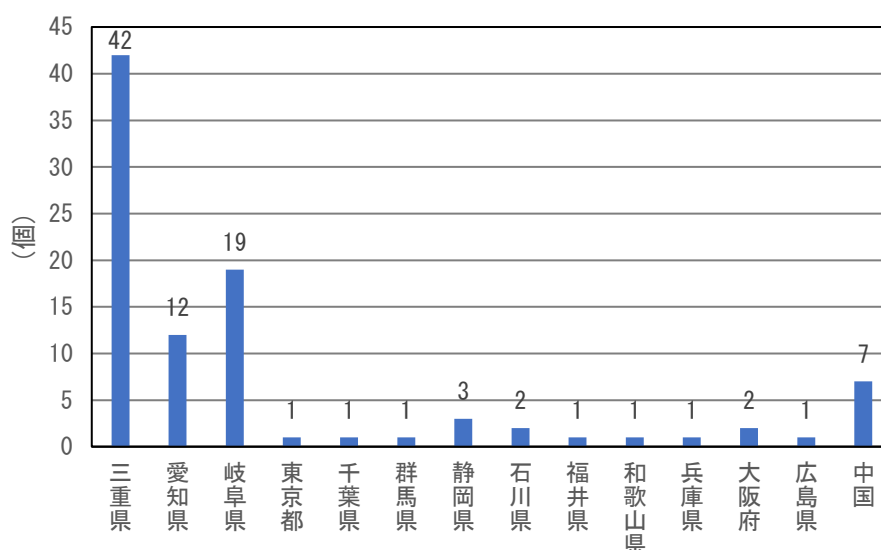
¹⁷ 「令和2年度 海洋ごみの実態把握及び生物影響把握等に関する総合検討業務報告書」(環境省)。詳細は66頁参照。

¹⁸ 「令和2年度 海洋ごみの実態把握及び生物影響把握等に関する総合検討業務報告書」(環境省)。詳細は66頁参照。

¹⁹ 環境省が実施した全国的な調査結果については67頁参照。

と推測されるものも確認²⁰されています。

図 5 伊勢湾（三重県側）の海岸で回収されたライターの数（県別内訳）



出典：三重県海岸漂着物対策推進計画（平成 24 年 3 月）から作成

漂着ごみを回収するため、下流 4 県を合わせて年間約 2 万～3 万 3 千人が海岸清掃に参加しています²¹。

また、海岸でのごみの回収をはじめ漂着ごみ対策事業経費としておよそ 9 億円を要しています²²。

② 漂流ごみ及び海底ごみの状況

漂着ごみにとどまらず、漂流ごみや海底ごみも船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋環境に影響を及ぼしています。中でもプラスチックは、富山湾の沿岸海域（岩瀬、新湊）で約 6～9 割（重量割合、以下同じ）、伊勢湾の鈴鹿沖で約 2 割を占めています²³。

漂流ごみや海底ごみをはじめ、海洋ごみ（プラスチックに限定されない）による国内漁船の損失（1,000 トン未満の漁船に限る）は 66 億円との報告もあります²⁴。

²⁰ 三重県が伊勢湾（三重県側）で実施した発生源推定のためのライター調査結果（H22）から。

²¹ 「令和 2 年度 海洋ごみの実態把握及び生物影響把握等に関する総合検討業務報告書」（環境省）。詳細は 67 頁参照。

²² 「平成 30 年度漂着ごみ対策総合検討業務報告書」（環境省）。詳細は 68 頁参照。

²³ 「平成 28 年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書」及び「平成 30 年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書」（環境省）。詳細は 69 頁参照。

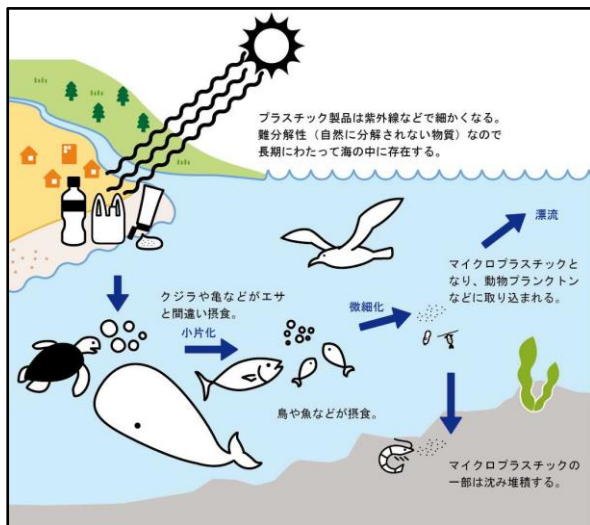
²⁴ 「令和元年度 新たな種類の J A S 規格調査委託事業調査報告書」（農林水産省）。

コラム ③ マイクロプラスチックの発生メカニズム

近年問題となっているマイクロプラスチックは、その成り立ちから「一次マイクロプラスチック（洗顔料・歯磨き粉などの製品に添加されている微細なプラスチックや農業用資材として使用されている被覆肥料等）」と「二次マイクロプラスチック（自然環境の中で破砕・細分化し形成されるもの）」の2種類に分けられます。一次マイクロプラスチックは元々5mm以下のプラスチックで、排水溝を流れ一部が下水処理場を抜けて海に流れ出ますが、サイズが微細なため一度流出すると回収するための対策が難しいとされています。二次マイクロプラスチックは、プラスチック製品が散乱ごみとして河川等を介して海に流れ出し、紫外線や風等で劣化して粉々に砕けマイクロサイズ（5mm以下）となるものです。

プラスチック製品は、自然の中ではほとんど分解されず、マイクロプラスチックとして長期間環境に残る特徴があります。マイクロプラスチックが生態系や人の健康にどのような影響を及ぼすかは調査が進められています。

プラスチックのマイクロプラスチック化



写真：日本列島から1000km離れた太平洋上で採取したマイクロプラスチック
(出典：東京農工大学高田秀重教授)

出典：「平成29年度漂着ごみ対策総合検討業務」（環境省）

(2) 課題

① 発生抑制の対策

海洋ごみは下流県において様々な被害を及ぼしています。漂着ごみの重量構成では流木等の自然物が高い割合を占めていますが、その中には本県由来のものも含まれると推測されます。特に流木は大型かつ比重が大きく、回収処理に手間と費用がかかるため、できる限り流出させないことが重要です。

また、漂着ごみのうち自然物を除くと、プラスチックごみをはじめとする生活系ごみが高い割合を占めています。生活系ごみは、一人一人が日常生活に意識を向け、使い捨てるライフスタイルの見直しやごみの適切な管理(ポイ捨て・不法投棄をしない)等、日々の行動を見直すことによって削減できる余地があることから、特に対策を強化する必要があります。

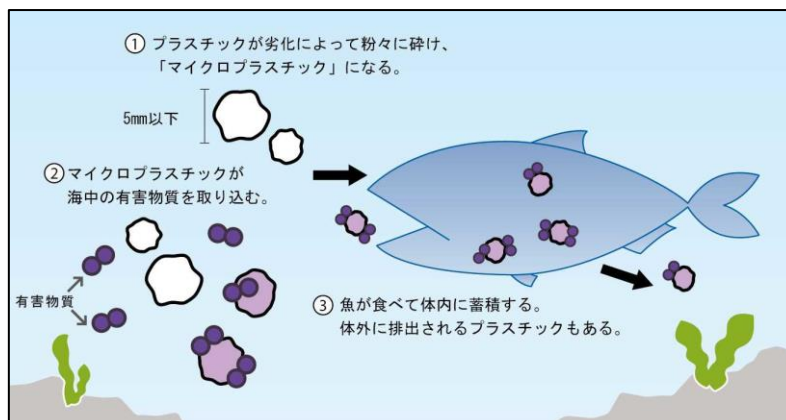
② 海洋プラスチックごみの対策

本県下流の海域では、海洋プラスチックごみが高い割合で存在することが確認されました。一度流出したプラスチックは自然の中でほぼ分解されないまま細分化し回収が困難となることから、陸域から河川等への飛散流出を回避するため、発生抑制を中心とした対策を特に強化する必要があります。

コラム ④ マイクロプラスチックの影響・被害について

マイクロプラスチックは、海中の有害物質を取り込みやすい傾向があります。有害物質を取り込んだマイクロプラスチックを海洋生物が摂取することで、有害物質が生体内で蓄積され、最終的に生態系や人体に対して悪影響を及ぼす可能性が懸念されています。また、遠くの海で有害物質を取り込んだマイクロプラスチックが港や海岸に到着する恐れもあります。

有害物質を取り込むマイクロプラスチック

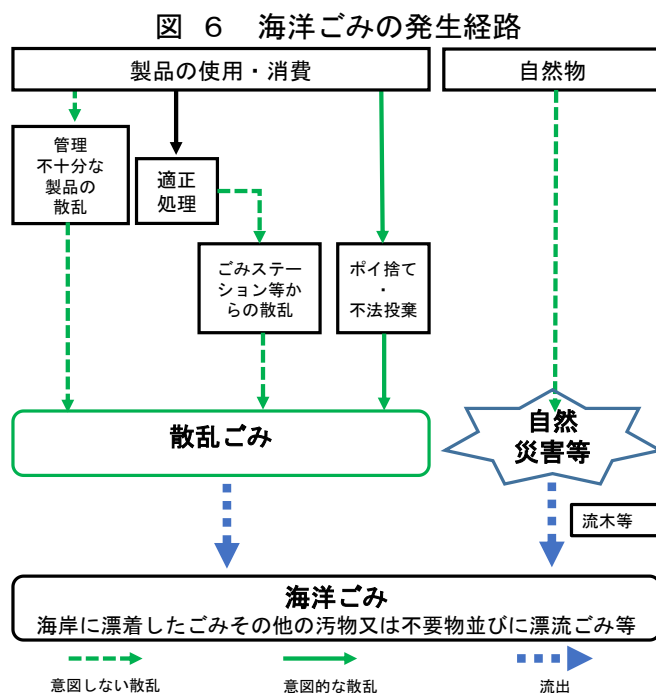


出典：「平成 29 年度漂着ごみ対策総合検討業務」(環境省)

4 県内の散乱ごみ等の現状と課題

海洋ごみは大きく「自然物」と「自然物以外」に分けられ、自然物では流木等が洪水や台風等の災害によって大規模に漂着等することがあります。

一方で、自然物以外のごみは日常生活から発生するものがほとんどで、管理が不十分な製品の散乱や、ごみステーション等からの散乱、ポイ捨て・不法投棄等が原因と考えられ、これらはまとめて「散乱ごみ」と呼ばれています。



出典：散乱ごみ実態把握調査マニュアル（環境省）を一部加工

本県においても、陸域で発生した散乱ごみや流木等の自然物が河川等を介して海洋流出していますが、特に散乱ごみについては、一人一人が日々の行動を見直すことによって削減できる余地があることから、対策を強化する必要があります。

そこで、本県が実施した「河川ごみ実態調査²⁵」（令和3年（2021年）3月）、「市町村及び河川等管理者²⁶に対するアンケート調査²⁷」（令和3年（2021年）5月）及び「環境に関する県民等意識調査」（令和元年（2019年）11月～12月）の結果から、「①県内の散乱ごみ等の発生状況」、「②対策実施状況」及び「③環境に関する県民意識」の現状と課題を整理しました。

²⁵ 調査結果概要は51頁から61頁参照。

²⁶ 「市町村及び河川等管理者に対するアンケート調査」（令和3年）は河川管理者及びダム管理者を対象に実施。

²⁷ 本調査における「市町村」とは市町村の廃棄物所管部署とする（市町村の河川管理者は「河川等管理者」の区分で整理）。

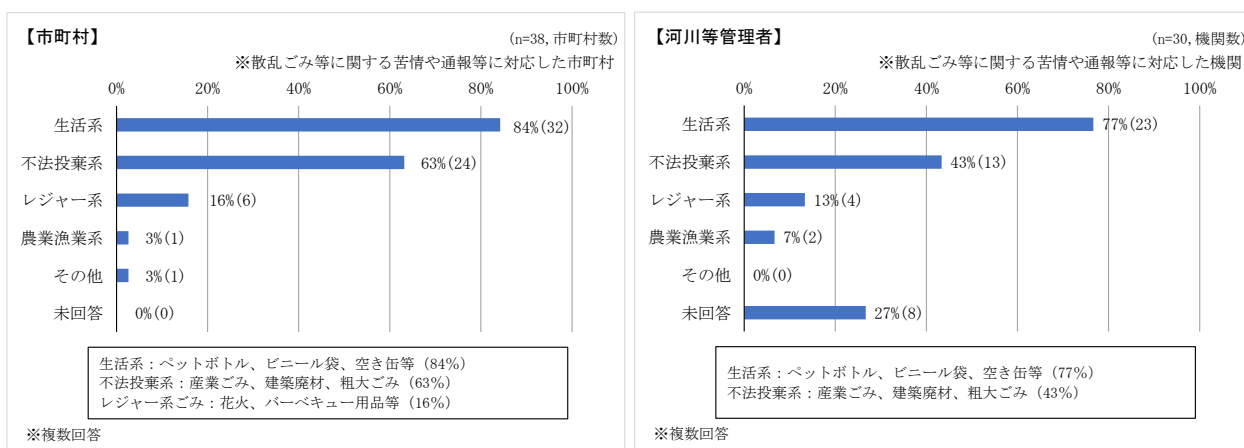
(1) 現状

① 発生状況

県内全域で、生活系ごみと不法投棄系ごみの散乱が問題となっており、一部地域ではレジャー系ごみ²⁸の散乱も問題となっています。

このうち河川ごみ実態調査においてごみが確認された調査地点のごみ組成では、3水系ともにプラスチックごみが高い割合を占めています。

図 7 散乱ごみの種類



出典：市町村及び河川等管理者に対するアンケート調査結果(令和3年5月)

表 3 ごみが確認された調査地点の割合（ごみ組成別）

ごみ組成	木曾川水系						庄内川水系	神通川水系
		長良川下流	長良川上流	水門川	天王川	板取川		
プラスチック類	76%	(88%)	(40%)	(100%)	(20%)	(100%)	70%	90%
紙類	31%	(30%)	(40%)	(0%)	(60%)	(0%)	10%	0%
金属類	27%	(23%)	(50%)	(40%)	(0%)	(50%)	10%	60%
缶類	11%	(5%)	(10%)	(40%)	(40%)	(0%)	10%	0%
ゴム類	8%	(10%)	(10%)	(0%)	(0%)	(0%)	0%	0%
布類	5%	(3%)	(20%)	(0%)	(0%)	(0%)	0%	10%
発泡スチロール類	5%	(8%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	0%	0%
木材類	3%	(3%)	(0%)	(0%)	(0%)	(50%)	0%	0%
ガラス類	2%	(3%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	0%	10%
陶磁器類	2%	(3%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	60%	0%

※調査地点で確認されたごみ（容量）の上位2分類を記録し、分類毎に記録された調査地点数の割合を示す

出典：河川ごみ実態調査結果（令和3年3月）

²⁸ 河川敷等でのレジャー後に出される花火、バーベキュー用品等のごみ。

② 対策実施状況

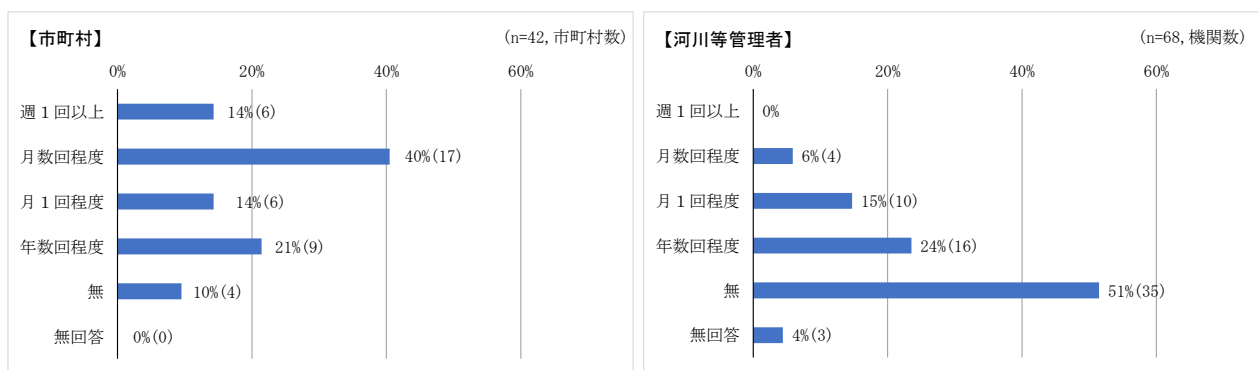
散乱ごみ等に関する苦情や通報等の多くは市町村に寄せられており、河川等管理者と比較して苦情や通報等への対応頻度が高い傾向にあります。

散乱ごみ等の主な発生抑制対策として、市町村、河川等管理者ともにポイ捨て・不法投棄防止等の啓発を行っていますが、関係機関の連携不足、啓発の効果が得られない等の課題があります。

流出対策として、苦情や通報等の対応時以外にも市町村の約6割、河川等管理者の約4割は散乱ごみを回収しており、一部の河川等管理者では、必要に応じ施設管理に支障が出ないようにスクリーン設置等の対策を講じています。しかし、市町村では対応する職員不足や処理費用などの負担、河川等管理者では、他機関・関係部局等との連携不足や処理費用などの負担等の課題を抱えています。

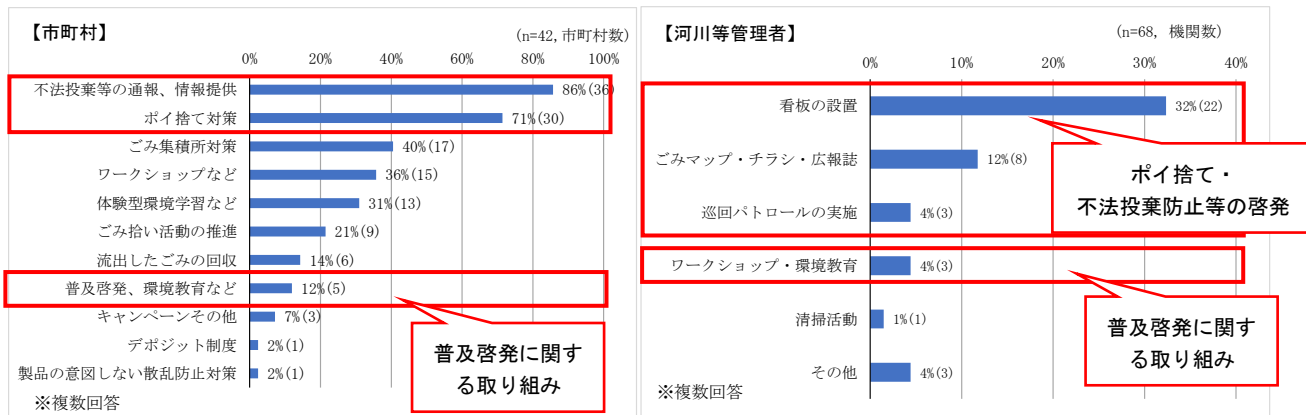
また、普及啓発や環境教育に関する取組は、市町村、河川等管理者ともに全体の1割程度にとどまっています。

図 8 散乱ごみ等に関する苦情や通報等の対応状況



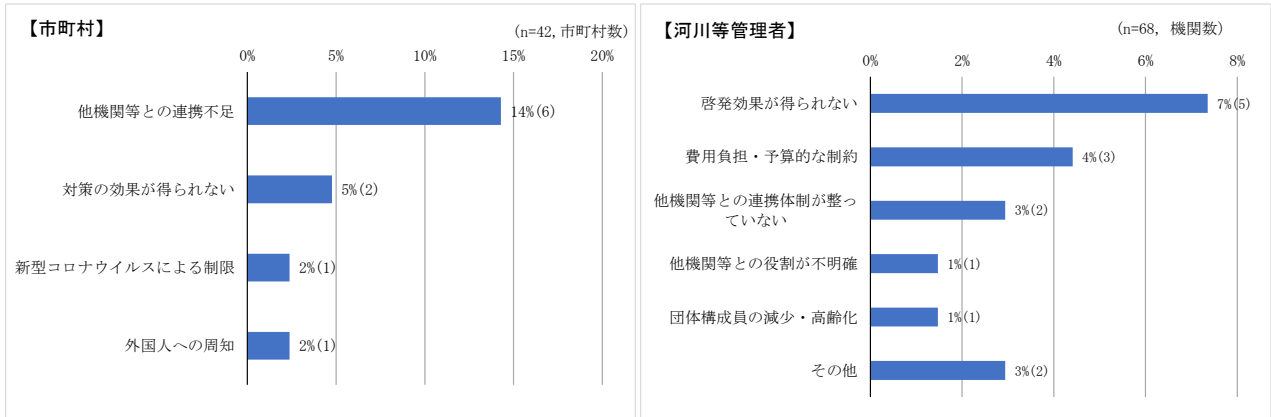
出典：市町村及び河川等管理者に対するアンケート調査結果(令和3年5月)

図 9 散乱ごみ等の対策に関する取組



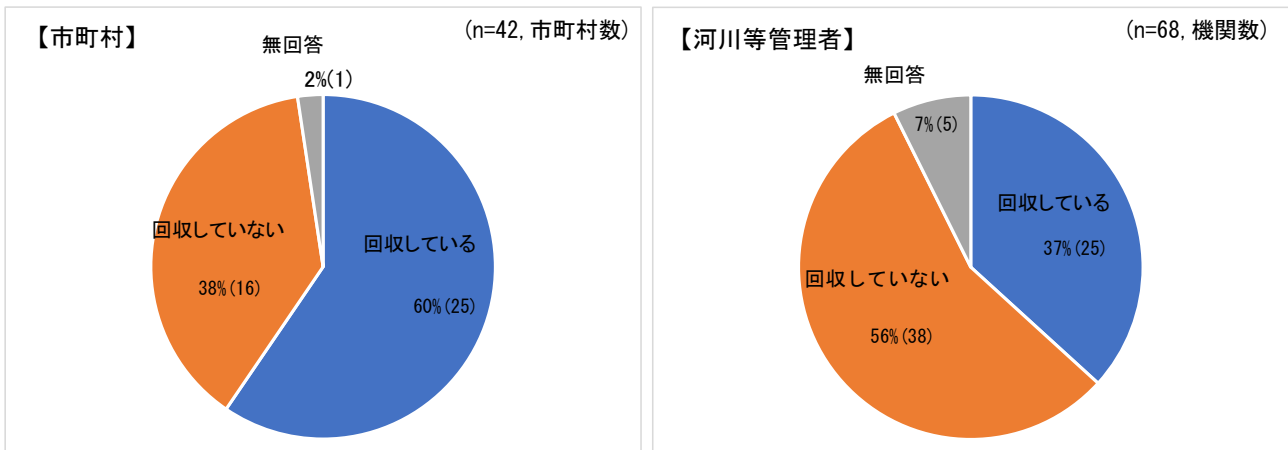
出典：市町村及び河川等管理者に対するアンケート調査結果(令和3年5月)

図 10 散乱ごみの発生抑制対策を実施する上での課題



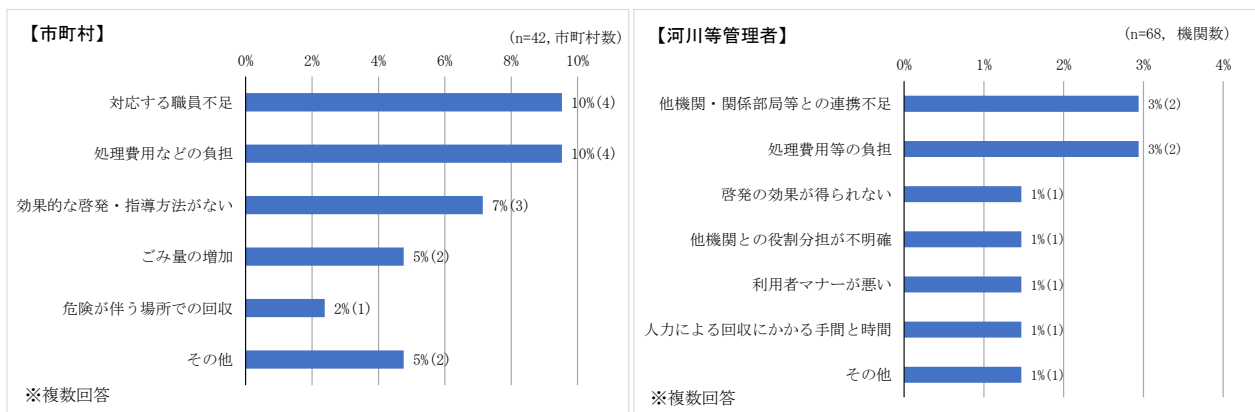
出典：市町村及び河川等管理者に対するアンケート調査結果(令和3年5月)

図 11 管内での散乱ごみの回収状況（苦情及び通報等による対応を除く）



出典：市町村及び河川等管理者に対するアンケート調査結果(令和3年5月)

図 12 散乱ごみの回収・流出対策を実施する上での課題



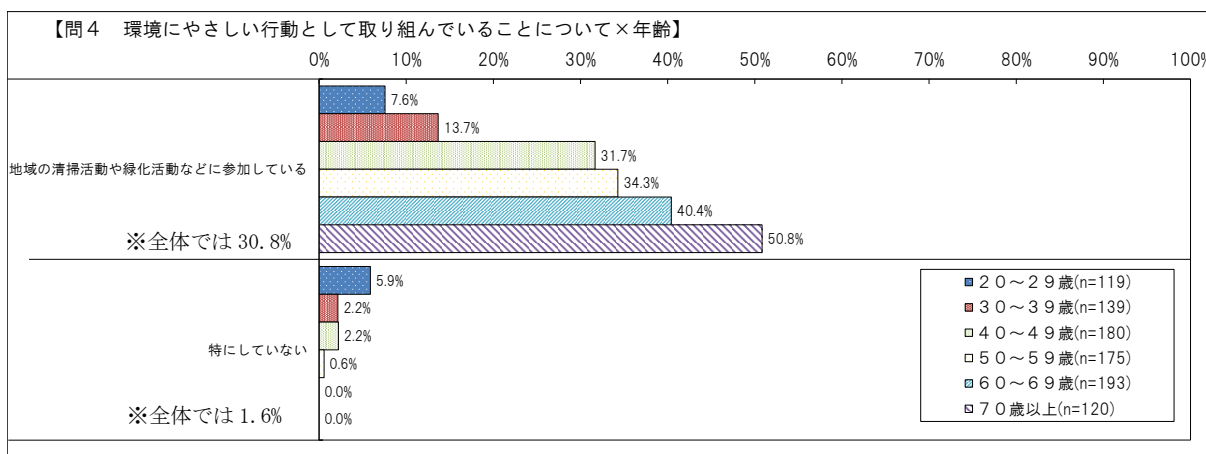
出典：市町村及び河川等管理者に対するアンケート調査結果(令和3年5月)

③ 環境に関する県民意識

県民の9割以上は何らかの環境にやさしい行動に取り組んでいます。清掃活動等に取り組む県民は3割にとどまり、特に若年層での参加割合が低い傾向にあります。

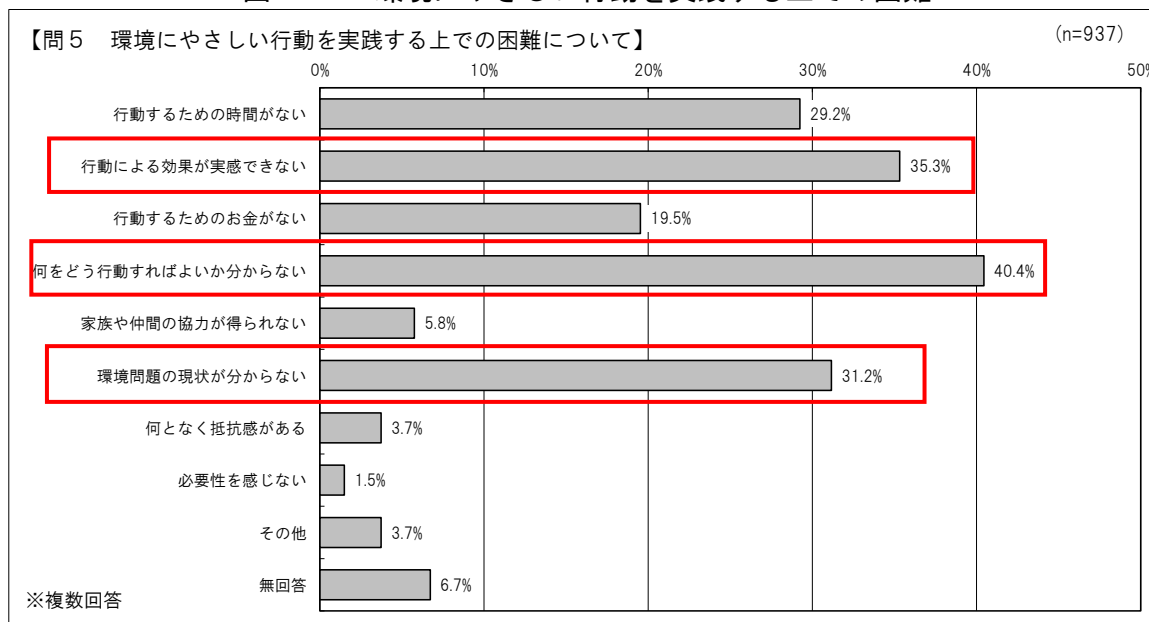
また、県民が環境にやさしい行動を実践する上での困難として、「何をどう行動すればよいか分からない」ほか、「行動による効果が実感できない」、「環境問題の現状が分からない」といった理由が明らかになりました。

図 13 環境にやさしい行動として取り組んでいること（年齢別）



出典：環境に関する県民等意識調査結果（令和元年11～12月）を一部加工

図 14 環境にやさしい行動を実践する上での困難



出典：環境に関する県民等意識調査結果（令和元年11～12月）を一部加工

(2) 課題

① 県内全域での生活系散乱ごみ・不法投棄系ごみの対策

本県で問題となっている散乱ごみの多くは生活系ごみや不法投棄系ごみです。これらは一般的な廃棄物対策として既に様々な対策が講じられているものの、既存の取組では十分な効果が得られておらず、対策の見直しや強化が必要です。

また、対策にあたっては一人一人が日常生活に意識を向け、使い捨てのライフスタイルの見直しやごみの適切な管理（ポイ捨て・不法投棄をしない）等、日々の行動を見直すための啓発が必要です。

② 重点的・モデル的なレジャー系ごみの対策

河川等及びその周辺での社会的利用に伴い、レジャー等に起因する散乱ごみも一部地域で問題となっています。このようなレジャー系ごみは人為的なごみであり、一人一人の意識や行動変容が重要です。また、アウトドア需要の高まりに伴い、レジャー等の需要は引き続き高まると見込まれることから、今後社会的利用が拡大すると見込まれるエリアにおける散乱ごみの未然防止対策を含め、重点的・モデル的な対策を講じるエリアを設定し、優良事例を広げていくことが必要です。

③ プラスチックごみの対策

河川ごみ実態調査では、全県的にプラスチックごみの河川等周辺での散乱が確認されており、河川等を介した海洋への流出が懸念されます。

プラスチックごみは、自然環境の中で破砕、細分化してマイクロプラスチックになるとされており、一旦流出すると回収は困難です。そのため、プラスチックごみの適正処理をはじめ、プラスチックが散乱ごみとなりマイクロプラスチック化する前の発生抑制及び河川等への流出対策が必要です。

④ 関係者の連携

散乱ごみの発生抑制及び流出対策は、一般的な廃棄物対策として既に各主体がそれぞれの立場で実施していますが、取組の効果をより一層上げるためには県民、事業者、民間団体、学校・研究機関、行政等の連携が必要です。

⑤ 県民の環境に配慮した行動の推進

地域の清掃活動等は、他の環境にやさしい行動と比較して取組割合が低い状況にあり、特に若年層では割合が低くなっています。

環境に配慮した行動として、何をどう行動していいか分からない、現状や効果が分からない、実感できないといった要因を踏まえ、県内の散乱ごみ等の状況や清掃活動等の取組の効果の「見える化」など、海洋ごみ問題を自分事として捉え、具体的な行動につながるような啓発等の対策が必要です。

Ⅲ 計画の方向性

1 目指すべき将来像

- 豊かな自然に生まれ、山、川、海へとつながる「清流」が、私たちの暮らしの源となっていることを、県民、事業者、民間団体、学校・研究機関及び行政等の各主体が深く認識し、自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」を実現するために必要な行動を実践する社会。
- 私たちの暮らしから新たな海洋汚染を引き起こさないよう、プラスチックごみの流出抑制をはじめ、内陸県としての役割を各主体が認識し、相互連携協力のもと流域圏と一体的な取組を展開する社会。



2 本計画における基本目標（令和4年度（2022年度）～令和12年度（2030年度））

本県の清流が織りなす豊かな自然環境の保全と継承につながるよう、ひいては海洋プラスチックごみをはじめとする新たな海洋汚染を引き起こさないために、内陸に暮らす私たちが果たすべき役割を県民、事業者、民間団体、学校・研究機関及び行政等が各々に認識し、相互連携して散乱ごみ対策をはじめとする具体的行動に取り組みます。

3 基本的方向性

本県から新たな海洋汚染を引き起こさないため、県民、事業者、民間団体、学校・研究機関及び行政等が連携し、以下の4つの基本的方向性に沿って取組を進めます。

（1）海洋ごみの発生源となる散乱ごみ等の発生抑制及び流出対策

全県

県内で発生した散乱ごみ等が河川等を介して海洋流出しないよう、できる限り散乱ごみ等の発生を抑制し、それでもなお散乱ごみとなったものについては清掃活動等の対策により流出を抑制することを基本に全県的な取組を進めます。

① 散乱ごみ等の発生抑制

- ア ごみの減量化及びリサイクルの推進
- イ 製品等の適正な管理
- ウ ごみの適正な回収処理
- エ 不法投棄の防止

② 散乱ごみ等の流出対策

- ア 清掃活動を含む環境保全活動への参加、協力及び支援
- イ 流木の河川等への流出防止

③ 環境教育・普及啓発

- ア ごみの減量化やリサイクル等に関する啓発
- イ 内陸県から発生する海洋ごみに関する理解促進
- ウ 散乱ごみ等の状況や清掃活動の成果の「見える化」による行動変容の促進
- エ 環境に配慮した行動の実践につながる環境教育の支援

(2) 河川等及びその周辺での社会的利用に伴う散乱ごみへの重点的・モデル的な対策

重点モデル区域

県内では、全県的な生活系ごみ・不法投棄系ごみ等の散乱防止に加え、河川等及びその周辺での社会的利用に伴う散乱ごみの発生抑制が課題となっています。また、コロナ禍においてもアウトドア需要が高まっており、今後も河川等及びその周辺における社会的利用の需要は高まると見込まれます。

そこで、県内の河川等及びその周辺で社会的利用があり、地域の高い環境意識のもと、関係者が連携して散乱ごみ対策に取り組み、モデル的な取組として他地域への波及効果が見込まれるエリアを「重点モデル区域」に設定し、期間を定め、うえで重点的・モデル的な対策を推進します。

① 各重点モデル区域の地域特性に応じた対策

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ア 岐阜市長良川流域 | カ 可児市可児川ふるさと川公園付近 |
| イ 海津市中江川、大江川、東大江川流域 | キ 郡上市長良川北部エリア、南部エリア |
| ウ 垂井町相川河川敷広場 | ク 瑞浪市土岐川堤防 |
| エ 輪之内町下大樽、海松新田地内 | ケ 高山市古い町並周辺 |
| オ 美濃市板取川流域、長良川流域 | コ 飛騨市宮川流域 |

② 重点モデル区域間で連携して実施する対策

(3) 多様な主体の適切な役割分担と連携確保

全県

重点モデル区域

① 役割分担

国、県、市町村、河川等管理者、県民、事業者、民間団体及び学校・研究機関等の多様な主体が地域の実情を考慮し適切な役割分担のもと、本計画に基づき連携して海洋ごみ対策に取り組みます。

表 4 主な役割分担

主体	役割
国	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針の策定 ○ 漂着ごみ等の発生状況・発生原因に係る調査の実施 ○ 海洋ごみ対策の推進のための財政上の措置 ○ 地方公共団体との情報共有、連携の推進
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の策定・進行管理 ○ 国、他県、市町村及び関係団体等との連携の推進 ○ 関係団体の代表等で構成する協議会の運営 ○ 海洋ごみの発生抑制及び流出対策、環境教育・普及啓発に係る施策の実施 ○ イベント等による土地の占有者に対する適正処理等の要請
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海洋ごみの発生抑制及び流出対策、環境教育・普及啓発に係る施策の実施 ○ 海洋ごみ対策に係る県、河川等管理者、管内事業者及び民間団体等との連携 ○ 一般廃棄物の適正な分別収集・処理体制の構築 ○ 散乱ごみに対する適切な対応 ○ ごみ処理施設の処理能力内での散乱ごみ等の受入等、処理の協力 ○ イベント等による土地の占有者に対する適正処理等の要請
河川等 管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川ごみ等の処理に必要な措置 ○ 住民等による河川等美化活動への支援 ○ 海洋ごみ対策に係る県、市町村、管内事業者及び民間団体等との連携 ○ 環境教育・普及啓発の実施 ○ 河川等の管理に必要な流木等の回収・捕捉等
県民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使い捨て製品の削減をはじめ資源循環型社会²⁹の形成に資する取組の実施 ○ 所持する物や土地の適正な管理及びごみの適切な管理（ポイ捨て・不法投棄をしない） ○ 清掃活動を含む環境保全活動への参加、協力及び支援 ○ 清掃活動をはじめ環境に配慮した行動の実践
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使い捨て製品の削減をはじめ資源循環型社会の形成に資する取組の実施 ○ 環境配慮設計³⁰をはじめ資源循環型社会の形成に資する製品・サービスの提供 ○ 所持する物や土地の適正な管理 ○ 廃棄物の適正な処理及び海洋ごみの発生抑制 ○ 清掃活動を含む環境保全活動への参加、協力及び支援
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 清掃活動を含む環境保全活動の推進 ○ 海洋ごみの発生抑制及び流出対策、環境教育・普及啓発に係る活動の推進 ○ 県、市町村、河川等管理者及び管内事業者等との連携
学校・ 研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海洋ごみの発生状況・発生原因に係る調査・研究 ○ 環境教育ツールとしての清掃活動の実施 ○ 環境教育の推進、協力 ○ 技術的・専門的知見の提供

²⁹ 社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。

³⁰ 「製品のライフサイクル全般にわたって、環境への影響を考慮した設計」のことを言い、D f E (Design for Environment)、環境適合設計、エコ・デザインなどと呼ばれることもある。

② 相互協力

多様な主体による連携を推進するため、有識者、住民及び民間団体の代表並びに行政機関等で構成する岐阜県海岸漂着物等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、具体的な対策について検討を行います。

また下流県をはじめ流域圏全体として、隣接県の自治体や民間団体など各主体とも連携を強化し、広域的な相互協力により効果的な対策を実施します。

（４）海洋ごみ対策に関する状況把握（モニタリング）

全県

重点モデル区域

本計画に基づき講じた対策の効果を測定するとともに、県内における海洋ごみ対策を効果的に実施するため、県内の散乱ごみ等の発生状況や清掃活動の実施状況等について全県及び重点モデル区域において定期的な把握（モニタリング）を行います。

また、モニタリングの結果について協議会に報告し、新たな課題の洗い出しや対策項目の検討に活用します。

⑤ 世界農業遺産「清流長良川の鮎」と海とのつながり

平成 27 年（2015 年）12 月、「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されました。長良川は流域に約 86 万人の人口を抱え、都市部を流れる川でありながら、流域の人々の暮らしの中で清流が保たれ、その清流から海につながる水環境の中で鮎が育っています。また、清流と鮎は地域の経済や歴史、食・文化と深く結びついています。こうした人の生活、水環境、漁業資源が密接に関わる里川（さとかわ）全体のシステムを「長良川システム」として捉えています。



IV 全県的な推進施策

1 海洋ごみの発生源となる散乱ごみ等の発生抑制及び流出対策

(1) 散乱ごみ等の発生抑制

① ごみの減量化及びリサイクルの推進

生活系・不法投棄系

プラごみ

○ 3R³¹等の推進

海洋ごみの発生源となる散乱ごみの発生抑制には、使い捨て製品の使用削減（マイバッグやマイボトル等の持参、リペア・リユース・リサイクル製品の購入等）などごみの減量や、環境に配慮した製品等の利用が必要であることから、市町村や事業者、関係団体等と連携し、3Rをはじめごみ減量化や資源の循環的利用を推進します。

また、製品等の使用や消費にあたり、環境負荷の低減や社会的責任の遂行に努める事業者からの優先購入（グリーン購入³²）や、人・社会・環境に配慮した消費（エシカル消費³³）を推進します。

コラム ⑥ 事業者によるリサイクルの取組

岐阜大学生協では食堂で提供する丼弁当の容器にリサイクル容器「リ・リパック」を使用しています。この容器は、食べ終わった後に表面のフィルムを剥がすだけで、容器を洗わず回収して再利用することができるものです。

当初は多くの組合員が「リ・リパック」のことを知らずにゴミとして捨てていましたが、生協の学生組織である学生委員会の活動として、回収場所の整備・拡張や回収方法の周知、啓発活動に着手するなど、大学の中で環境配慮の取組が広がっています。



³¹ 廃棄物等の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3つの取組を指し、それぞれの頭文字を取ったもの。

³² 製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、品質や価格だけでなく、できる限り環境への負荷が小さいものを優先的に購入すること。

³³ 地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動。消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

○ 「プラスチック・スマート³⁴」の推進

プラスチックは生活に利便性と恩恵をもたらす素材である一方、適切な処理がなされない場合は、陸域から河川等を介した流出による環境汚染が懸念されることを踏まえ、プラスチックごみの排出抑制を推進します。

プラスチック製容器包装・製品の原料については、製造事業者等と連携して、バイオプラスチック³⁵や再生プラスチック等への代替等、環境に配慮した製品の普及を推進します。

また、商品やサービスの提供に伴って無償で提供される使い捨てプラスチックについては、消費者関連団体や事業者等と連携して、使用の合理化を推進します。

さらにプラスチックごみの排出については、市町村と連携して各市町村のルールに従った丁寧な分別を推進します。

コラム ⑦ 岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ！」

本県では、令和4（2022）年11月、「ぎふプラごみ削減モデルシヨップ制度」を、プラスチック資源の循環に資する取組みを行っている事業所を「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ！』」として登録する制度へと全面リニューアルしました。

本制度では、使い捨てプラスチックの使用合理化、再生材やバイオプラスチックや紙などの再生可能資源への適切な代替などプラスチック資源の循環に取り組む全ての事業所を対象としています。

岐阜県内の事業者、県民、行政が一体となって、オール岐阜でプラスチック資源の循環を促進し、脱炭素、大気汚染や海洋汚染の防止などを通じて持続可能な社会・自然環境の構築を図ります。



³⁴ 世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人・自治体・NGO・企業・研究機関など幅広い主体が連携協働して取組を進めることを後押しするため環境省が展開するキャンペーン。本キャンペーンでは、ポイ捨て撲滅を徹底した上で、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底などの“プラスチックとの賢い付き合い方”を全国的に推進し、取組を国内外に発信している。

³⁵ 原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材（バイオマスプラスチック）やプラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つプラスチック（生分解性プラスチック）の総称。

② 製品等の適正な管理

○ 所持する物や土地の適正な管理の促進

県民及び事業者は、所持する物が河川等へ飛散流出しないよう適正に管理し、海洋ごみの発生抑制に努めることとします。特に、台風や出水期には所持する物等の流出が懸念されることから、その管理を徹底することとします。

そのうえで、県及び市町村は管理者等に対して、土地の適正管理等に必要な助言及び指導を行うとともに、農林水産業関連団体や商工会等と連携し、資材等の飛散流出防止措置を働きかけます。

コラム ⑧ ぎふ清流GAP評価制度

本県では令和2年（2020年）11月、「食品安全」「環境保全」「労働安全」等についての農場の運営システムや手法を点数評価し、生産者が取り組みやすく、かつ上級グレードの国際水準GAPを目指せる制度として「ぎふ清流GAP評価制度」の運用を開始しました。

同評価制度の中で、資材や廃棄物の管理についても基準を設けており、農業関連団体等と連携して制度の普及を図っています。

GAP（ギャップ）とは

GAPとは「Good Agricultural Practice」の略称で、「農業生産工程管理」と訳されます。

具体的には、栽培記帳、廃ビニール・廃プラスチックの適正処理、農薬保管庫の設置など、農業生産に関する法令等に則して定められた点検項目に沿い、農場でのリスクを軽減するための各工程の正確な実施、記録、点検、評価を繰り返すという持続的な改善活動のことです。



③ ごみの適正な回収処理

○ 市町村における一般廃棄物の適正処理の推進

生活系ごみの散乱による河川等への飛散流出防止のため、市町村はごみ集積所等で散乱防止対策を講じることとします。

また、プラスチックごみの排出については、市町村と連携して各市町村のルールに従った丁寧な分別を推進します（再掲）。

コラム ⑨ 市町村におけるごみ集積所等での取組

美濃加茂市は、人口の約1割を外国籍の方が占め、全国的にも外国人在住者の割合が高い市です。市では、全ての市民にごみ出しのルールを守ってもらうため、英語・ポルトガル語でごみ回収ルールを表記したチラシを作成し、理解を呼びかけています。

ごみ集積所にも英語・ポルトガル語の立て看板を設置することで、不法投棄抑制やごみ減量などの効果がありました。

また、必要に応じて企業へ出向き、ごみ出しのルールや生活環境の違いを講義し、多文化交流を推進しています。

ごみ出しはルールを守ってください
(Please Observe Garbage Disposal Rules)
(Favor obedecer as Regras ao Jogar o Lixo)

●ここは、家庭ごみ(可燃ごみ・資源ごみ・不燃物・粗大ごみ・ガレキ)集積場所です。
This is a garbage collection point for burnable, recyclable, incombustible, bulky garbage, and rubble.
Aqui é o local de coleta de lixo doméstico (lixo queimável, lixo reciclável, material não queimável, lixo de grande porte e entulho).

●出せるごみの種類と収集日が決められています。下の掲示を確認してください。
There is a designated collection day for each type of garbage. Please check the bulletin board below.
São determinados os tipos e as datas de coletas de lixo. Favor verificar o aviso abaixo.

●収集日の午前6時から午前8時に出してください。
Please take out your garbage on the designated day between 6:00am and 8:00am
Favor jogar o lixo entre 6:00 às 8:00 da manhã do dia determinado para a coleta.

●ルールを守りきちんと分別してください。
Strictly observe rules on garbage segregation.
Favor seguir as regras separando corretamente.

●決められたごみ袋(但し、粗大ごみは「シール」、ガレキは「収集券」)を使用してください。
Please use the designated garbage bag for each type of garbage (Please buy a stamp for bulky/large garbage and a collection ticket for rubble).
Make sure to write your name on it.
Favor utilizar o saco de lixo determinado (porém, para lixo de grande porte o "adesivo", para entulho a "etiqueta").
Colocar o nome sem falta.

美濃加茂市 (Minokamo City) (Cidade de Minokamo)

○ 事業者における対策の促進

事業者は事業活動に伴って生じたもののうち資源の循環的利用及び廃棄物の適正処理により、海洋ごみの発生抑制に努めることとします。

そのうえで県及び市町村は各種関連団体等と連携して、事業者に対し所管官庁や業界団体の示す方針やガイドラインに従いごみが適正に処理されるよう働きかけます。

また、イベントの開催や露店の営業等、一時的な事業活動が行われる土地の占有者又は管理者に対し、用いる器材等の適切な管理やごみ等の適正な処理に関し必要な要請を行います。

コラム ⑩ 事業者団体によるプラスチックごみ回収の取組

県内各地にある J A（農業協同組合）では、「環境に優しい農業」を目指し、地域の農業者の使用済みプラスチック（ビニールハウスのビニール、農薬の空容器、肥料袋、育苗箱、ポット、マルチなど）の回収を行っています。

これらの農業に伴うごみは産業廃棄物として処理することが求められますが、小規模の農業者では少量の廃棄物を単独で処理することが大きな負担になることから、各地の J A が積極的に回収することで、適正な処理につながっています。



○ 災害廃棄物処理の推進

市町村は災害廃棄物の処理主体として適正かつ円滑迅速に処理を進めます。

県は、災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、市町村等との連絡調整など、災害を想定した演習及び研修会を実施するほか、国や近隣県との広域的な連携・応援体制を相互に確認する訓練等に参加するなど、災害廃棄物処理体制の強化を図ります。

④ 不法投棄の防止

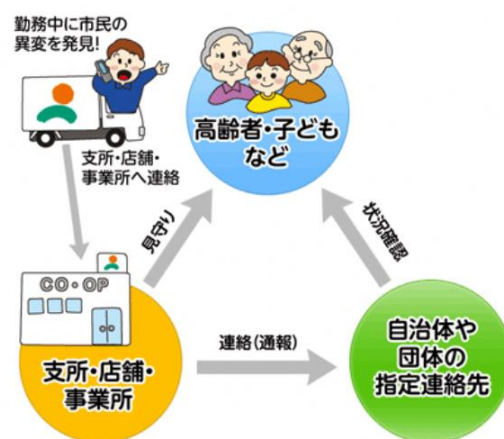
○ 監視指導等による不法投棄の未然防止

県及び市町村は、海洋ごみの発生源となる廃棄物の不法投棄を未然に防止し、また早期に発見措置するため、管理者や隣接県、警察等の関係機関と連携した監視パトロールや厳格な指導を行います。

また、投棄しにくい環境づくりとして、管理者、消費者関連団体及び環境保全団体等と連携を図るとともに、インターネット等を活用し通報体制を整備します。

コラム ⑪ 事業者による不法投棄抑止のための見守り活動

コープぎふでは、県内 35 市町村、1 社会福祉協議会と地域見守り協定を締結しています。この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりを進めることを目的に、各市町村と結んでいるもので、主として高齢者や子ども、障がい者など社会的弱者を対象に、異変や犯罪行為を発見した際に行政の窓口へ情報提供を行うことを定めています。



市町村によっては、この協定の内容として生協の職員が業務中に不法投棄を発見した場合には、担当部署に連絡することを定めており、不法投棄を抑止する一助になっています。

コラム ⑫ 管理者による不法投棄に関する啓発

河川への不法投棄は、河川空間が持つ良好な景観や環境を著しく低下させ、地域住民の河川に対するイメージの低下を招くばかりでなく、火災発生や有害物質が流出する原因ともなります。

木曾川上流河川事務所では、管内の河川への不法投棄を防止するため、投棄場所や投棄されたごみの写真を示した「ごみマップ」を作成し、ホームページに掲載することで、ごみに対する意識向上と不法投棄禁止の呼びかけを行っています。



(2) 散乱ごみ等の流出対策

行動促進

連携

① 清掃活動を含む環境保全活動への参加、協力及び支援

○ 行政、事業者及び民間団体等が連携した清掃活動の推進

清掃活動への参加は直接的に地域のごみの散乱状況を知ることができる機会となり、散乱ごみの発生抑制につながる意識啓発の効果も期待されることから、市町村及び地域の事業者、環境保全団体並びに報道機関等と連携し、住民参加による清掃活動を推進します。

また、散乱ごみ等の清掃は主に地域住民をはじめボランティアの活動に支えられていることから、地域住民等がボランティアとして清掃活動に取り組みやすい環境整備を市町村と連携して推進します。

コラム ⑬ 事業者と地域住民等が連携した清掃活動

日本を代表する清流・長良川の環境保全と美化のため、岐阜新聞社、岐阜放送が呼びかけ人となり、地域住民や企業等と連携して岐阜市の長良川周辺で清掃活動を行っています。

昭和48年（1973年）から続ける本清掃活動には、地元自治会や行政等も賛同し、毎回、数千人が参加しています。



コラム ⑭ 岐阜県清掃活動ウェブページ「クリーンアップぎふ～海まで届け清流！～」

本県では、令和4（2022）年5月から、ごみ拾いSNSと連携し、清掃活動の成果や、散乱ごみの分布状況等を「見える化」したウェブページを開発しています。

身近な地域のごみの状況や、清掃活動の様子を知ることができ、若者をはじめとした幅広い世代の方に、環境問題について興味を持っていただくとともに、清掃活動への参加のきっかけとなる情報を発信しています。



路上の散乱ごみの個数や種類をAI技術により分類し、色分けした地図を掲載しています。



コラム ⑮ 環境保全団体による取組

NPO法人長良川環境レンジャー協会は「清流長良川を次の世代に引き継ぐ」ことを基本理念とし、河原の清掃、河川利用者に対するごみ持ち帰りの呼びかけ、環境保全・水難事故防止等の啓発活動、不法投棄等を監視するため河原のパトロールを実施しています。また、清流長良川を次の世代に引き継ぐため、小中学生を対象とした環境教育、野外体験活動等を実施しています。

さらに、「伊勢湾にゴミを流さない」との共通認識のもと、上流の郡上市から下流の桑名市までの地域住民や各種団体、企業・行政と協働して「長良川流域連携クリーン作戦」を実施し、長良川の環境保全のネットワーク化を推進しています。



コラム ⑯ 高校生による清掃活動の取組

「スポGOMI甲子園」は全国の高校生（15～18歳の方）が各エリアでごみ拾いを競い合い、「高校生ごみ拾い日本一！」を決める大会です。3名でチームを組み、競技時間の60分間であらかじめ決められた競技エリア内のごみを拾い、その質と量を競い合う「地球に最もやさしいスポーツ」を掲げています。

県内では、海と日本プロジェクト in 岐阜県実行委員会とスポGOMI甲子園実行委員会の主催で、令和元年（2019年）から長良川河川敷で予選大会が行われています。

このイベントは、一人一人が海洋ごみの問題を自分事化し、“これ以上、海にごみを出さない”という社会全体の意識を向上させていくことを目標として、日本財団が推進する海洋ごみ対策事業『海と日本プロジェクト CHANGE FOR THE BLUE』の一環で開催するものです。



○ 住民等が主体となった環境保全活動の促進

本県が誇る「清流」に代表される良好な河川環境を維持し、自然環境や河川等に育まれた地域の歴史、伝統文化等を次の世代につなぐため、地域住民や農林水産等事業者、環境保全団体等が主体となって行う環境保全活動を支援します。

コラム ⑰ 良好な河川環境等を維持するための取組

本県では、「清流の国ぎふ」づくりを推進するため、良好な河川環境等の維持を進めており、県民による自発的な堤防除草や竹木伐採、河川清掃等に支援を行っています。令和2年度（2020年度）には、「ぎふ・リバー・サポーター」として101団体、延べ約7,000人、河川美化活動として100団体、延べ約22,000人が参加して清掃活動等を実施しました。

② 流木の河川等への流出防止

○ 森林整備による流木対策の推進

流木の発生を抑制するため、市町村や林業事業者と連携し、間伐等の森林整備、間伐材を森林から河川に流出させないための適正処置や、土石や流木を捕捉するスリットダムの整備等、山地防災力の強化を推進します。

○ 砂防えん堤³⁶整備による流木対策の推進

土砂災害等による土石や流木等の発生及び流出を抑制するため、捕捉機能の高い透過構造を有する砂防えん堤の整備を推進します。

○ 河川管理による流木対策の推進

流水の阻害となり、河川管理上支障となる河川内の立木を伐採することで、河川に流出する流木を軽減します。

³⁶ 土石流による災害を防ぐために溪流に設置する構造物。土石流を食い止める働きのほかにも、土砂を貯めて溪流の勾配を緩やかにする働きや一度に大量の土砂が下流に流れ出ることを防ぐ働きがある。

(3) 環境教育・普及啓発

プラごみ

行動促進

① ごみの減量化やリサイクル等に関する啓発

○ ポータルサイト等を活用した情報発信

海洋ごみの発生源となる散乱ごみの発生抑制のためには、使い捨てのライフスタイルの見直し（マイバッグやマイボトル等の持参、リペア・リユース・リサイクル製品の購入等）やごみの適切な管理（ポイ捨て・不法投棄をしない、ごみの持ち帰り、収集場所での適切な分別等）など、県民一人一人の具体的な行動が重要であることから、ポータルサイト等を活用し、分かりやすい情報発信を行います。

② 内陸県から発生する海洋ごみに関する理解促進

○ 海洋プラスチックごみ問題への理解促進

プラスチックごみを含む海洋ごみの多くは陸域で発生したものであり、内陸である本県からもプラスチックごみを含む生活系ごみが河川等を介して流出していることを踏まえ、県民が海洋プラスチックごみ問題を自分事として理解できるよう、また海洋プラスチックごみ対策の推進と地域の環境保全とのつながりについて各種関連団体や報道機関等と連携して啓発を行います。

コラム

⑩ 清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取組

本県は、県土面積の約8割が森林で形成される「木の国、山の国」であるとともに、大小400以上もの河川が8つの流域を織りなす「川の国、水の国」でもあります。森林や河川を県民の共有財産とし、この恵みを将来にわたり享受できるよう、平成24年度から『清流の国ぎふ森林・環境税』を導入しており、地域の自然環境を巡る課題に対し地域団体等が自主的に行う活動の支援にも活用されています。

令和2年度には、使い捨てプラスチックの代替製品を制作するワークショップや将来の環境リーダーの育成を目的とした小学生向け講座、学校への出前講座など海洋プラスチックごみ問題への県民理解を深める活動を支援しました。



○ 教育機関等での普及啓発

次代の環境活動を担う人材を育成するため、有識者や環境保全団体等、地域に根ざして活動している環境教育の実施者等と連携し、学校等の教育機関において、海洋プラスチックごみ問題をはじめ、海洋ごみに関する理解促進のための環境教育を推進します。

③ 散乱ごみ等の状況や清掃活動の成果の「見える化」による行動変容の促進

○ 散乱ごみ等の「見える化」の推進

私たちの暮らしに起因する海洋ごみ問題を地域課題として認識し、関係者間で問題意識を共有できるよう、地域の散乱ごみの状況を、デジタル技術を利用し、種類や個数により色分けして「見える化」した地図の県ウェブページへの掲載を推進します。

また、これを活用した清掃活動や環境教育など海洋ごみ発生抑制に資する市町村の自主的な取組みを支援します。

○ 成果の「見える化」による清掃活動等の促進

これまで団体等が個々に実施してきた清掃活動について、事業者、環境保全団体、報道機関及び教育機関等と連携し、活動による成果を「見える化」して発信することで、県民や事業者、民間団体等各主体による清掃活動を促進します。

④ 環境に配慮した行動の実践につながる環境教育の支援

○ オンラインによる主体的な学びの促進

ワンストップでアクセスできる環境学習用のポータルサイトにおいて、海洋ごみ問題をはじめ、環境に配慮した行動の実践につながるコンテンツを提供し、オンラインによる県民の主体的な環境学習を支援します。

○ 体験を重視した環境教育の充実による行動変容の促進

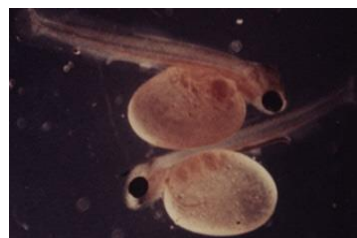
森・里・川・海のつながりや環境問題に関する理解を深め、自然と積極的に関わる姿勢や環境保全意識の醸成を図るため、農林水産業関連団体や環境保全団体等と連携して体験プログラムを提供し、地域資源への理解を促進するとともに、自ら考え、行動する人材を育成します。

コラム

⑱ 事業者・事業者団体による環境教育の取組

各地域の漁業協同組合では、アユ種苗の放流時期に小学生や保育園児とともに稚魚放流を実施しています。こうした体験により、川をはじめとした自然環境を子どもたちに身近に感じてもらうとともに、川と海のつながりについて体感してもらう機会となっています。

また岐阜県漁業協同組合連合会においてもアマゴの里親教室を開催しています。里親教室では県内の希望小学校へ毎年11月下旬にアマゴ卵200粒を配付し、翌年の春にふ化したアマゴを河川放流してもらうことで、川の生き物を通じた環境教育につながっています。



(ふ化したアマゴ)

2 多様な主体の適切な役割分担と連携確保 連携

(1) 団体間での情報共有や情報発信の推進

国、県、市町村、河川等管理者、事業者、民間団体及び学校・研究機関等による連携体制を確保し、相互の情報共有や関係者が一体となった情報発信を推進します。

また、各主体が効果的に取組を進めるため、県内の各主体間や地域間で情報交換の機会を確保します。

(2) 下流県を含む流域での連携の推進

本県から飛散流出した散乱ごみ等が、下流県の伊勢湾（愛知県、三重県）・富山湾（富山県）等の海岸に漂着するなど様々な影響を及ぼしていることを踏まえ、下流県との広域的な相互連携を図ってまいります。

令和6年3月に本県、愛知県、三重県が共同して「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」（以下「広域計画」という。）を策定しました。

広域計画は、伊勢湾流域全域を重点的に推進する区域と定め、伊勢湾流域圏の三県が連携協力することで、各県単独では実施することが困難な流域圏での広域的な海洋ごみの発生抑制対策を推進することとしています。

また、下流県の漂着ごみ等の実態について把握し、県内での海洋ごみに関する環境教育・普及啓発につなげるとともに、本県での清掃活動や下流県海岸での清掃活動について情報発信を行うなど流域圏で一体となった取組を推進します。

生活系・不法投棄系

レジャー系

プラごみ

3 海洋ごみ対策に関する状況把握（モニタリング）

本計画の実施による効果を確認するため、県内の散乱ごみ等の発生状況や清掃活動の実施状況等について定期的な把握を行います。

V 対策を重点的・モデル的に推進する区域及びその内容

県内では、全県的な生活系ごみ・不法投棄系ごみ等の散乱防止に加え、河川等及びその周辺での社会的利用に伴う散乱ごみの発生抑制が課題となっています。また、コロナ禍においてもアウトドア需要が高まっており、今後も河川等及びその周辺における社会的利用の需要は高まると見込まれます。

そこで、県内の河川等及びその周辺で社会的利用があり、地域の高い環境意識のもと、関係者が連携して散乱ごみ対策に取り組み、モデル的な取組として他地域への波及効果が見込まれるエリアを「重点モデル区域」に設定し、期間を定め、たうえで重点的・モデル的な対策を推進します。

また、重点モデル区域では他地域の模範となる取組を示すことにより、県内他地域での将来的な海洋ごみ対策として効果的・効率的な展開につなげます。

1 対策を重点的・モデル的に推進する区域

(1) 重点モデル区域設定の考え方

以下①～③のいずれかを満たす区域において、有識者、関係自治体、管理者、関係機関及び関係団体等の意見を総合的に勘案し設定します。

- ① 河川等及びその周辺での社会的利用が現に進んでおり、ごみの散乱を防止するための対策を積極的に推進する区域
- ② 河川等及びその周辺での社会的利用拡大が見込まれ、ごみの散乱を未然防止するための対策を積極的に推進する区域
- ③ その他、海洋ごみ対策のため特に対策が必要であると県が認める区域

<モデル性>

自然と人が共生するエリアとして関係者が連携して重点的・モデル的な取組を行い、県内他地域への波及効果が見込まれる対策を講じることとします。

<重点モデル区域における目標の考え方>

本計画では、海洋ごみ対策を通じて地域の環境保全が図られるとともに、地域資源として活用されることを期待し目標設定を行うこととします。

(2) 重点モデル区域の設定

① 重点モデル区域の設定結果

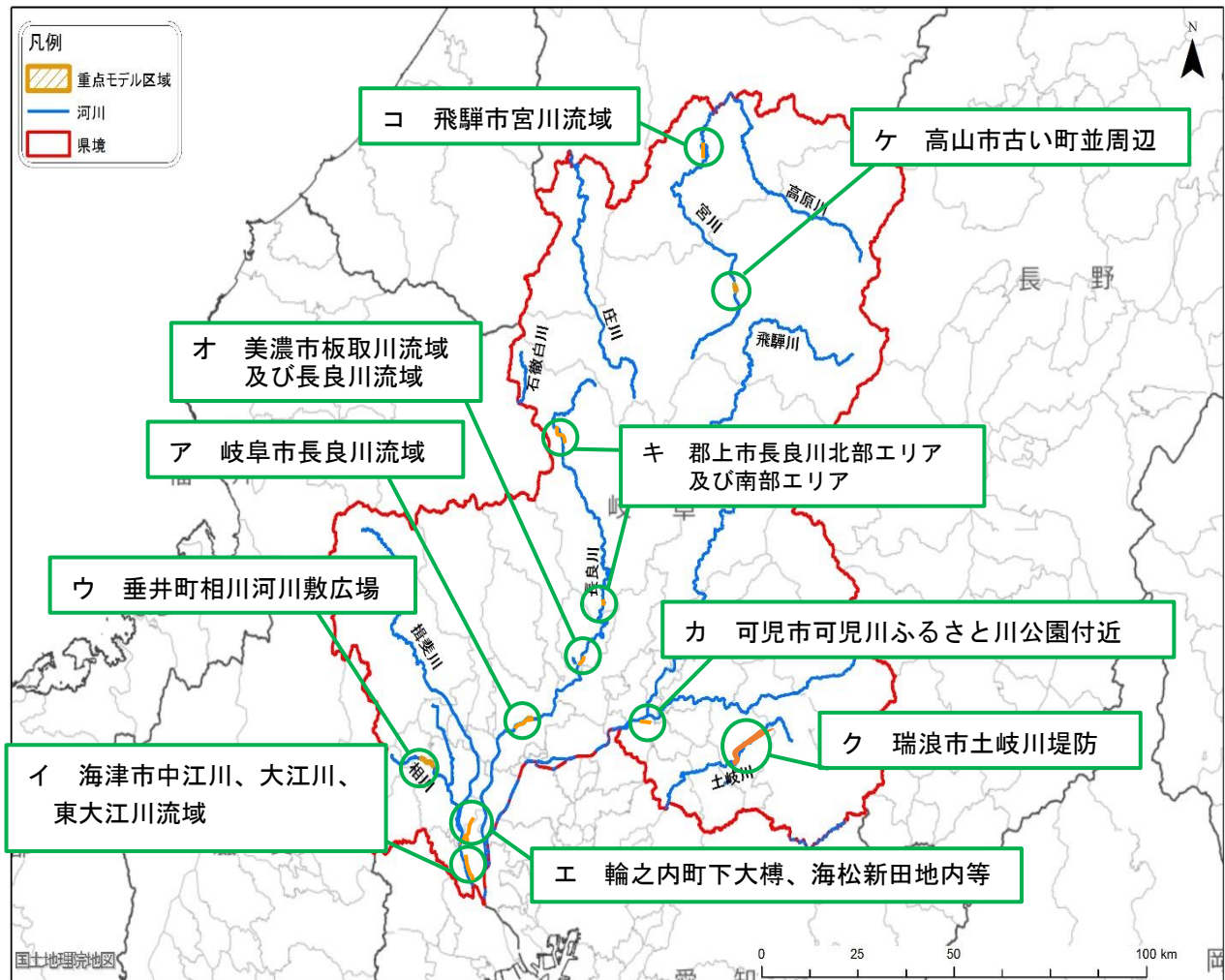
重点モデル区域設定の考え方にに基づき、重点モデル区域を表5のとおり設定しました。

表 5 重点モデル区域一覧

	市町村名	区域名称	住所（代表地点）	延長 (km) (範囲 (km ²))	設定の 考え方
岐阜圏域					
ア	岐阜市	長良川流域	岐阜市長良 千鳥橋付近 ～岐阜市忠節町 忠節橋付近	延長 7.8km	①及び②
西濃圏域					
イ	海津市	中江川流域	海津市海津町	延長 5.4km	①及び②
		大江川（西大江川） 流域	海津市平田町土倉 ～海津市海津町内記	延長 6.2km	①及び②
		東大江川流域	海津市大和田 ～海津市内記	延長 5.4km	①及び②
		大江川流域	海津市海津町内記～ 海津市海津町福江	延長 3.8km	①及び②
ウ	垂井町	相川河川敷広場	垂井町表佐字塚之宮 4671 ほか	延長 3.2km	①及び②
エ	輪之内町	下大樽、海松新田地 内等	輪之内町下大樽、 海松新田地内	延長 8.2km	①及び②
中濃圏域					
オ	美濃市	板取川流域	美濃市長瀬 長瀬橋上流	延長 0.15km	①及び②
		長良川流域	美濃市前野 美濃橋下流	延長 0.54km	①及び②
カ	可児市	可児川ふるさと川公 園付近	可児市中恵土 子守大橋付近 ～可児市広見 蛸橋付近	延長 0.82km	①及び②
キ	郡上市	長良川 北部エリア	郡上市白鳥町 あゆパーク付近	範囲 4.3km ²	①及び②
		長良川 南部エリア	郡上市美並町	延長 9.5km	①及び②
東濃圏域					
ク	瑞浪市	土岐川堤防	瑞浪市寺河戸町他	延長 8.0km	①及び②
飛騨圏域					
ケ	高山市	古い町並周辺	高山市川原町 中橋付近 ～高山市大新町 連合橋付近	延長 1.3km	①及び②
コ	飛騨市	宮川流域	飛騨市宮川町打保～ 飛騨市宮川町小豆沢地内	延長 5km	① 及 び ②

なお、県内の河川等及びその周辺における社会的利用が見込まれる区域での海洋ごみ対策を強化するため、本計画策定後も新たな区域の設定に向け市町村等と継続的に連携を図ることとし、区域の追加については協議会で検討の上、決定します。

図 15 重点モデル区域全体位置図



② 重点モデル区域の期間

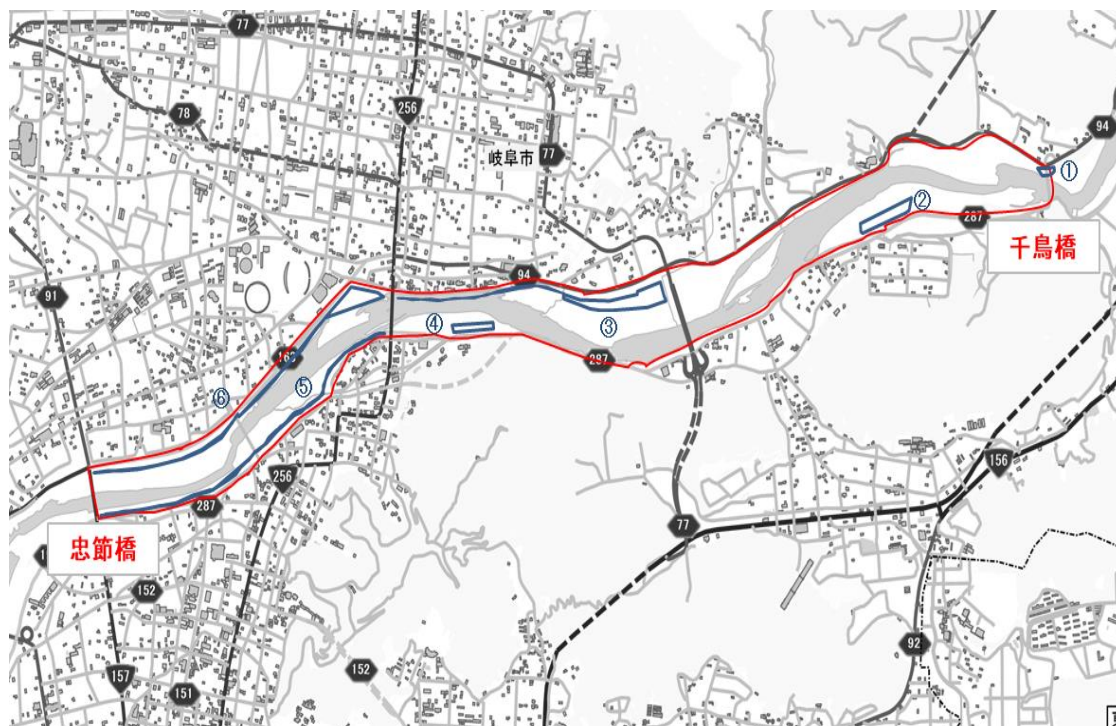
当該市町を重点モデル区域として設定した年度から令和7年度（2025年度）末までとします。

2 重点モデル区域における対策

(1) 各重点モデル区域の地域特性に応じた対策

ア 岐阜市長良川流域

図 16 重点モデル区域 ア 岐阜市長良川流域
(岐阜市長良 千鳥橋付近～岐阜市忠節町 忠節橋付近 延長 7.8km)



【重点モデル区域の概要】

本区域は、金華山や、川原町など古い町並を含むエリアで、長良川の鶺鴒や夏の花火大会が開催されるなど、本県を代表する観光地として、国内外から多くの観光客が訪れています。

また、河川敷には、遊歩道、運動グラウンド、スケートボードエリアなどが整備されており、レジャー利用者も多くみられます。

県内外の人々に親しまれ、生活に身近な長良川は、「岐阜市環境基本計画」において、生物多様性が特に豊かな地区として「環境重点地区」に位置付けられています。

【目標】

市中心部を流れる清流長良川とその周辺地域のポイ捨てごみの解消とともに、長良川の環境保全と長良川を守り続ける市民意識の向上を目指します。

【取組の方向性】

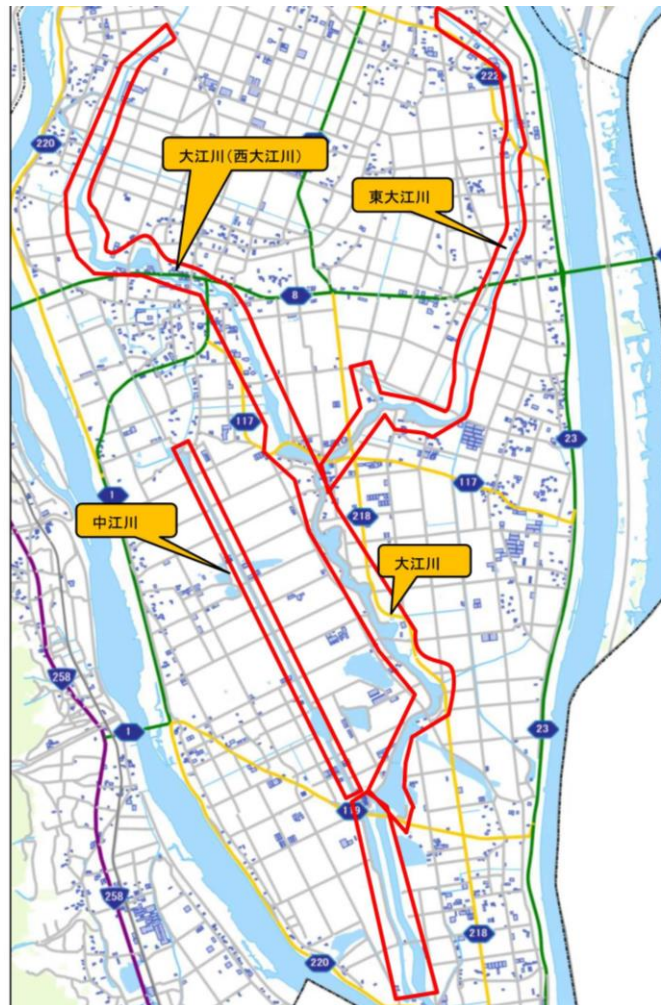
本区域の環境保全のため、巡視のほか、民間事業者、自治会連合会等による清掃活動、河川利用者への啓発活動、水質調査といった対策を講じています。

こうした対策を継続し、次世代へとつなげていくため、本区域の散乱ごみの分布状

況調査に基づく清掃活動や、主体的に清掃活動取り組む団体や個人の拡大・育成を推進するほか、河川利用者に対する継続した啓発活動、関連する各種実態調査と分析を推進します。

イ 海津市中江川流域

図 17 重点モデル区域 イ 海津市中江川、大江川、東大江川
(海津市海津町 延長 20.8km)



【重点モデル区域の概要】

本区域は、一級河川揖斐川に通ずる大江川・東大江川・中江川の下流域沿川であり、堤防の幅が広がっていることから、地域住民のウォーキングやサイクリングの他、釣り人達の憩いの場となっています。

風光明媚でのどかな田園地帯であり、四季折々の自然を楽しむことができることから、特に、春季は桜を目当てとする花見客が多数訪れる場所となっています。

【目標】

市民や観光客がルールやマナーを守って散乱ごみの抑制が実現され、地域住民の憩

いの場を保全・維持します。

【取組の方向性】

本区域内では、ペットボトルや煙草の吸い殻、ビニール類、家庭用品など様々な種類のごみが捨てられることがあり、水路に流出するものもあります。

通年で実施する現地確認及び回収作業を基本としながら、一般市民による「環境パトロール員」や「環境パトロールボランティア」のほか、「海津市環境情報 110 番」フォームによる不法投棄等の通報を受けて現地対応及び処理を実施しています。

また、市内全域で、10月に市民による一斉美化運動を実施しており、10月には、建設部門を中心とした「伊勢湾森・川・海のクリーンアップ大作戦」への協力や、年1回、「アングラー河川清掃」を開催しています。

他方で、市の人口減少により清掃活動に参加できる市民の減少及び高齢化が顕著になっており、最近では、他地域からの不法投棄が発生しています。市職員の人員不足も相まって対応に支障が出ています。

継続した巡回やごみ拾いの他、散乱ごみ対策を講ずると共に、地域住民に対する啓発はもとより、特に観光客、釣り人などに対する海洋ごみ発生抑制に係る啓発を推進します。

ウ 垂井町相川河川敷広場

図 18 重点モデル区域 ウ 垂井町相川河川敷広場
(垂井町表佐字之宮 4671 ほか 延長 3.2km)



【重点モデル区域の概要】

本区域では河川敷整備が行われ、「相川水辺公園」として多くの方に親しまれています。散歩やジョギングをする方やピクニックなどを楽しむ家族連れ、バスケットボールやスケートボードを楽しむ若者など様々な年代の方が集い、河川空間を楽しむ光景がみられます。

【目標】

誰もが気持ちよく利用できる河川空間とするため、散乱ごみのない快適な環境づくりを目指します。

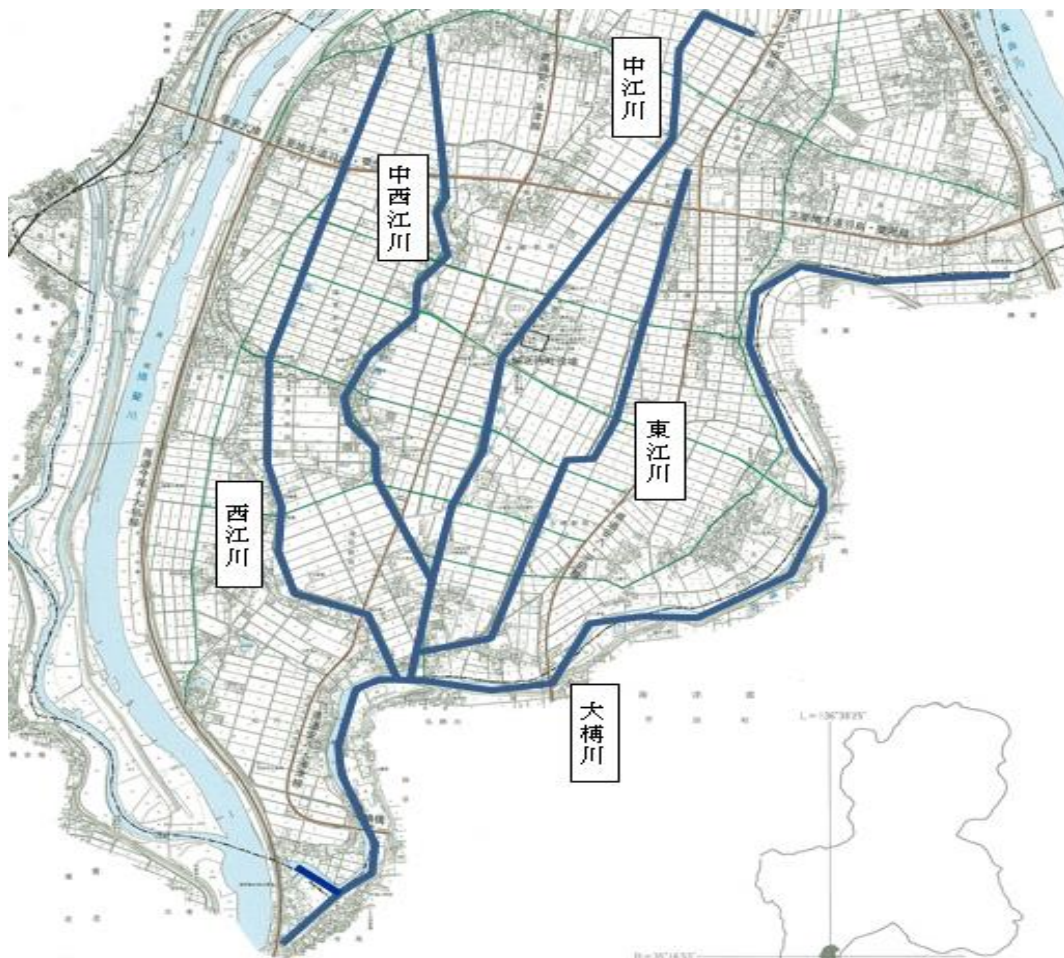
【取組の方向性】

本区域は身近な憩いの場として利用されていることから、レジャーごみなどが散見され、町職員等によるごみ回収や移動式カメラ設置などの対策を講じています。

身近な憩いの場として、今後も地域に愛される広場となるよう、利用の促進を図りながら、地域住民や公園利用者と連携し、環境教育的視点を入れた清掃活動や公園利用に伴うルールづくりの検討など発生抑制対策を中心とした取組を推進します。

エ 輪之内町下大樽、海松新田地内

図 19 重点モデル区域 エ 輪之内町下大樽、海松新田地内
(輪之内町下大樽、海松新田地内 8.2km)



【重点モデル区域の概要】

本区域内にある大樽川は、輪之内町と海津市の境をなしており、町内の河川のすべてが注ぎ込む河川です。

大樽川及び沿川は河川や水生生物など子どもたちの環境学習の場や釣りなどで利用されるほか、春には海津市側堤防にある桜並木を見に来る来町者も多い場所です。

【目標】

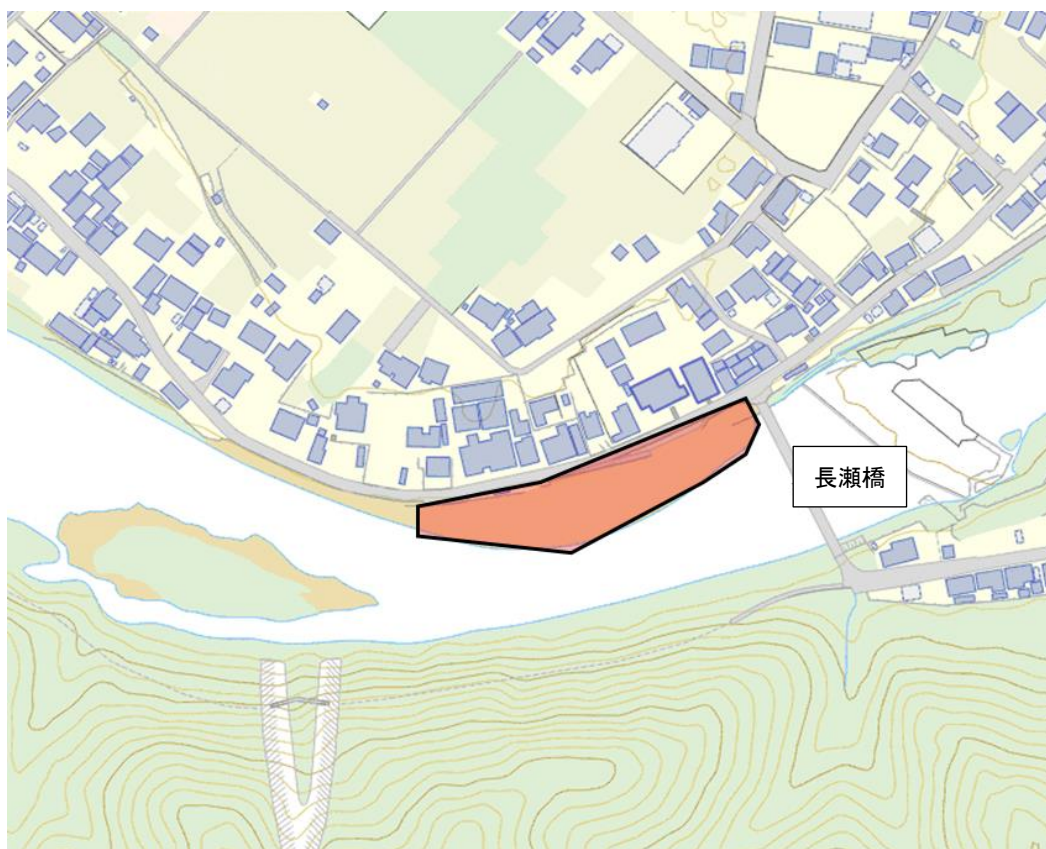
河川等その周辺での散乱ごみ抑制対策を推進し、誰もが気持ちよく利用できる河川環境を保全、維持します。

【取組の方向性】

本区域では、年2回、シルバー人材センターに委託して河川を含む町内の巡回及び清掃活動を実施するとともに、地域団体が町民や町内企業と共に清掃活動を実施していますが、釣りやレジャーのごみや、沿川から流れてきたと考えられる生活ごみが散見され、現状の清掃活動だけでは対応できていない部分があることから、継続的に巡回、清掃活動を実施するとともに、地域住民や河川利用者への海洋ごみ発生抑制の啓発を推進します。

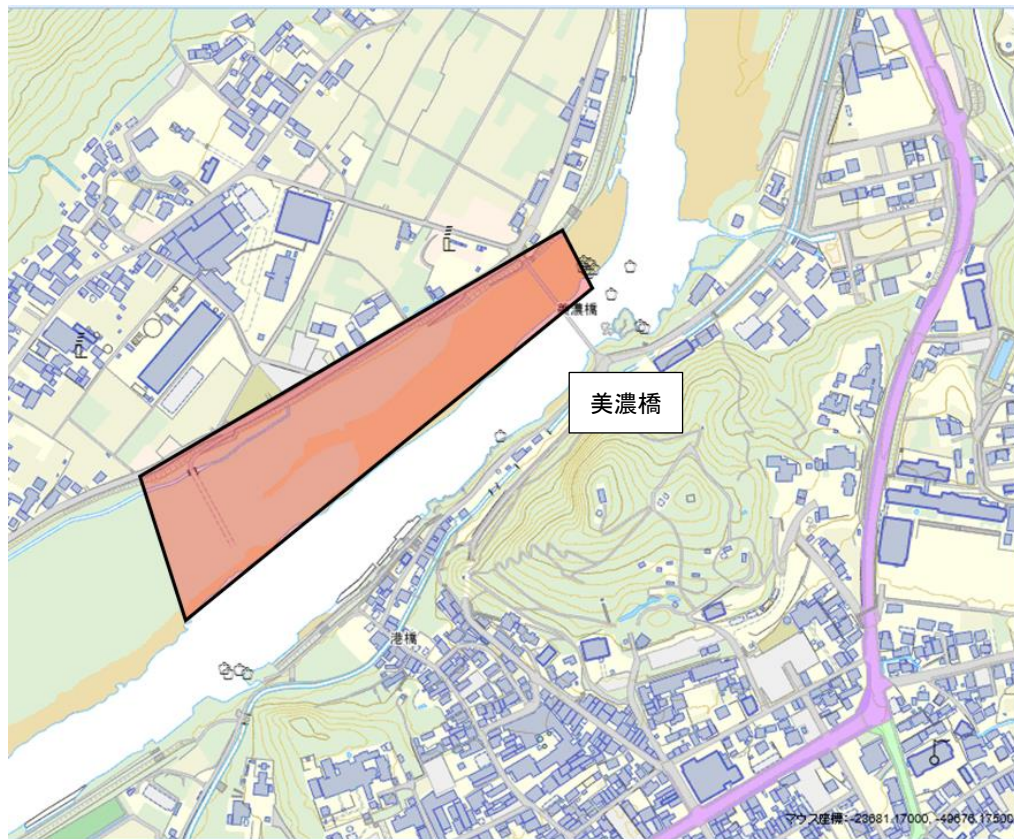
オー① 美濃市板取川流域

図 20 重点モデル区域 オー① 美濃市板取川流域
(美濃市長瀬 長瀬橋上流 0.15km)



オー② 美濃市長良川流域

図 2 1 重点モデル区域 オー② 美濃市長良川流域
(美濃市前野 美濃橋下流 0.54km)



【重点モデル区域概要】

本区域には、バーベキューや川遊びを目的に、近県から在留外国人を中心に多くの観光客が集まっています。

区域内を流れる長良川は、支流である板取川を含め、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認定を受けています。

【目標】

観光客のマナー向上を通じて、ごみを持ち帰ることが当たり前かつ近隣住民の平穏な生活が保たれる区域を目指し、河川の環境保全を図ります。

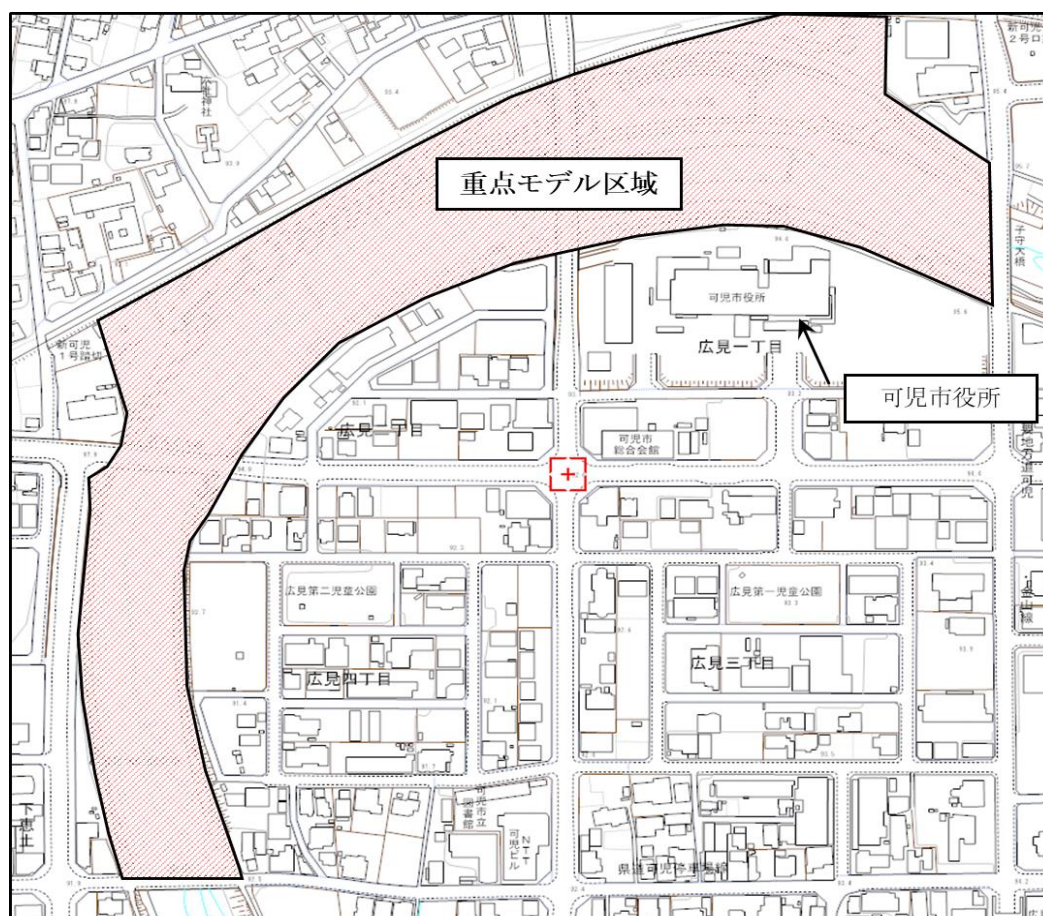
【取組の方向性】

美濃市では、地元の市民団体や地域おこし協力隊による清掃活動のほか、同協力隊とドローンを活用した多言語での啓発活動に取り組む一方、マナーの悪い観光客によるゴミの放置、違法駐車、騒音、煙等によって、近隣住民の平穏な生活が妨げられるとともに、河川の環境が悪化しています。

継続的に、清掃活動、啓発活動を実施するとともに、特に観光客に対する啓発活動の強化を図ります。

カ 可児市可児川ふるさと川公園付近

図 22 重点モデル区域 カ 可児市可児川ふるさと川公園付近
(可児市中恵土 子守大橋付近～可児市広見 蛭橋付近 0.82km)



【重点モデル区域の概要】

本区域は、木曾川に合流する一級河川可児川に面し、「ふるさと川公園」として整備されており、公園を訪れたり、ウォーキングをする利用者が多い地域です。

ボランティア団体による清掃活動が定期的に行われていますが、散乱ごみが減少していません。

【目標】

公園やウォーキングでの利用者が、気持ちよく散策し、公園や河川を楽しむことができる場所として、ポイ捨て、放置ごみを無くし、河川等その周辺での散乱ごみを抑制します。

【取組の方向性】

月1回のボランティア団体による清掃活動や、8月には環境教育の一環でカワゲラウォッチングによる水質調査を実施しているものの、散乱ごみの発生抑制に結びついていないことから、海洋ごみ発生抑制に係る看板を設置し、公園利用者への啓発を実施するとともに、継続してボランティアによる清掃活動を推進します。

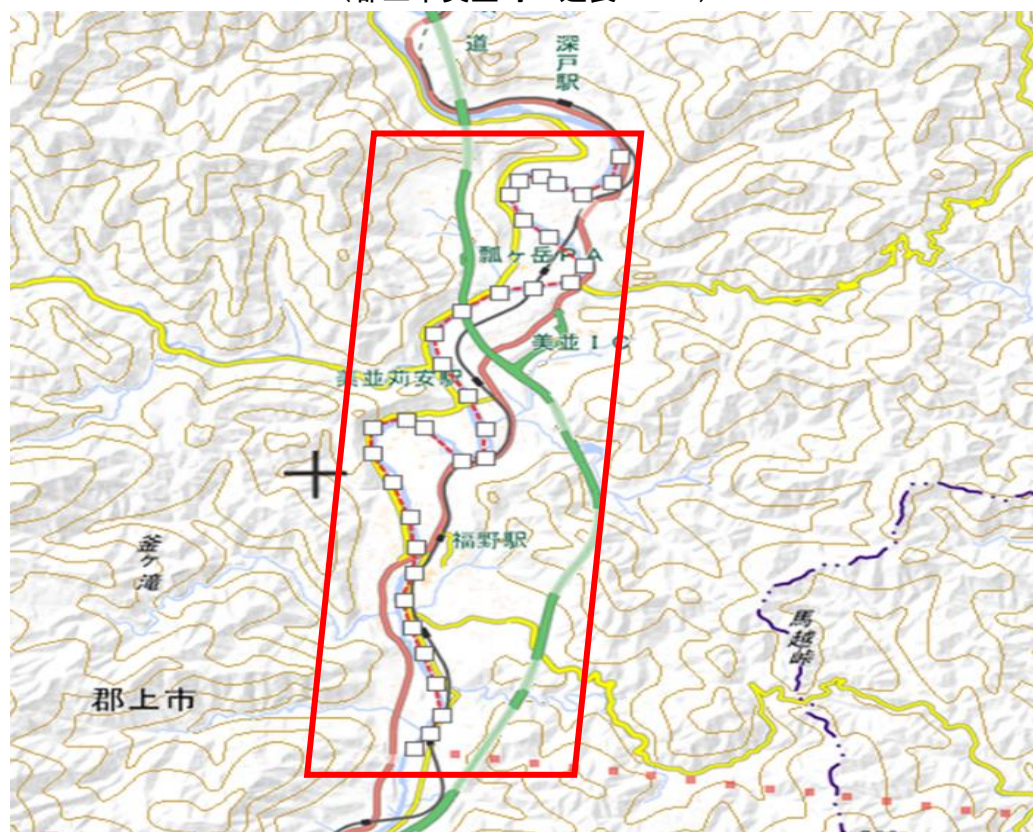
キー① 郡上市長良川北部エリア

図 23 重点モデル区域 キー① 郡上市長良川北部エリア
(郡上市白鳥町 あゆパーク付近 範囲 4.3 km²)



キー② 郡上市長良川南部エリア

図 24 重点モデル区域 キー② 郡上市長良川南部エリア
(郡上市美並町 延長 9.5km)



【重点モデル区域の概要】

本区域内を流れる長良川流域はアユ釣り及びラフティングの名所として、主に夏場に賑わいを見せるエリアとなっている一方で、散乱ごみが多く発生しています。

北部エリアのアユパーク付近は、アユ釣りや川辺での親水地として賑わいがあり、南部エリアの美並町付近は、アユ釣りやラフティングをはじめとしたアウトドアスポーツが盛んです。

【目標】

海洋ごみ発生抑制に係る啓発活動の強化に取り組み、世界農業遺産にも指定されている「清流長良川の鮎」を育む長良川の価値を高めつつ、散乱ごみなどのないエリアを保全・維持します。

【取組の方向性】

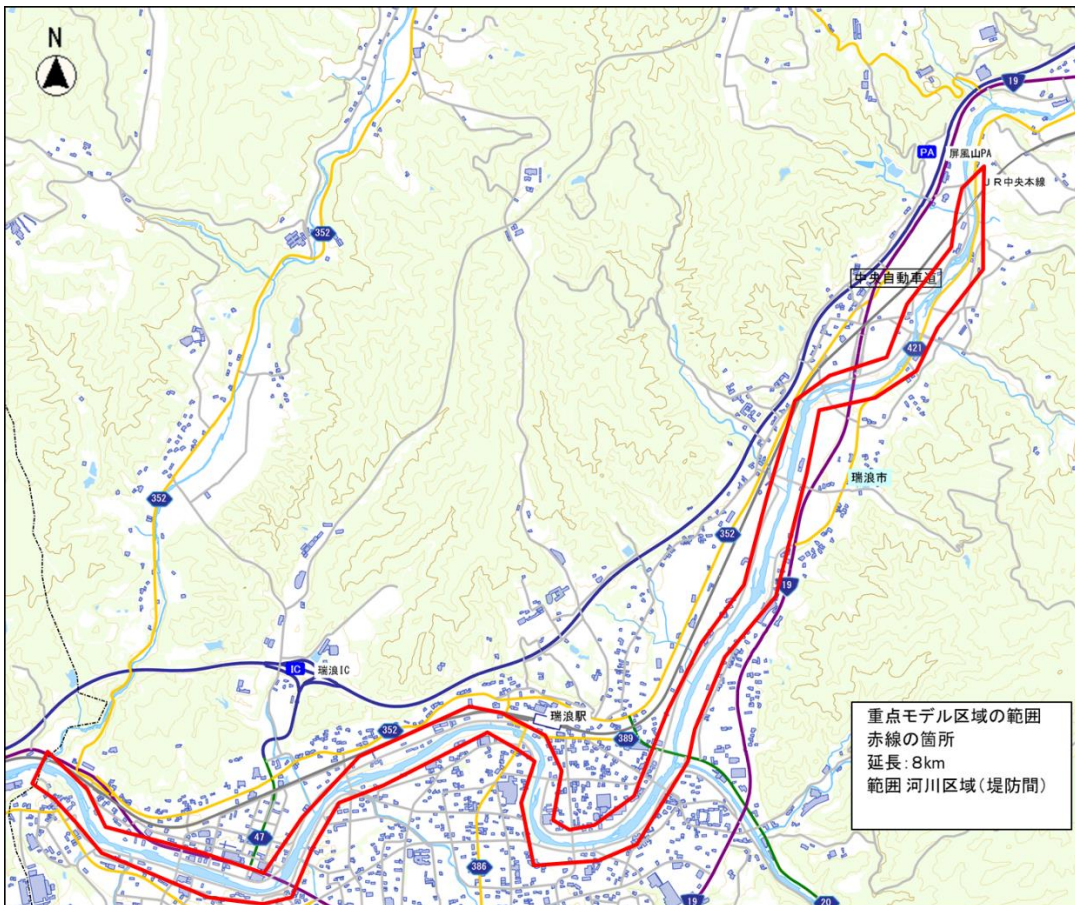
長良川は春先から秋にかけて多くの釣り客やレジャー客が訪れるため、レジ袋や食品の包装ごみをはじめとした多くの散乱ごみが発生しています。散乱ごみは、南部エリアの淵に溜まり、やがて海に流れています。排出者足りえる人々が自ら楽しみながらごみを拾うようなイベントを企画することで、単にごみを拾う、また単に啓発をするよりも効果的な排出抑制となることを狙います。

川辺に近づきやすい北部エリアについてはアユパークとの連携による「スポーツごみ拾い」を、川が深く淵などにごみが溜まりやすい南部エリアにおいては長良川ラフティング組合との連携による「清掃ラフティング」を通して地元住民や観光客が楽しみながらごみの除去を行うことができるようなイベントを企画・実行します。

また、南部エリアの『清掃ラフティング』の実施については、長良川ラフティング組合だけでなく現在 SDG s 指定校である郡南中学校の生徒に関わってもらい、SDGs の実践を通じた環境教育の機会とすることも併せて計画します。

ク 瑞浪市土岐川堤防

図 25 重点モデル区域 ク 瑞浪市土岐川堤防
(瑞浪市寺河戸町他 8.0km)



【重点モデル区域概要】

本区域内にある土岐川は、市内を東西に流れ、下流域では庄内川と呼ばれています。土岐小学校付近の土岐川の水辺では水辺の楽校があり、ここでは、水生生物など子どもたちの環境学習の場として利用されています。土岐市との境界付近（明世地区）の土岐川沿いの水辺には、化石博物館の野外学習地があり、貝や植物など多くの化石が採れることから、地質や環境学習のために市内外から多くの方が訪れます。

【目標】

市中心部を流れる土岐川とその周辺地域のポイ捨てゴミを解消することで、それに伴い下流域にゴミが流れていくことが解消され、海洋ゴミの解消にもつなげていくことを目指します。

【取組の方向性】

ポイ捨て禁止看板の設置、ボランティアによる環境美化活動、環境美化監視員によるパトロール、市職員による不法投棄の回収など環境保全に努めます。

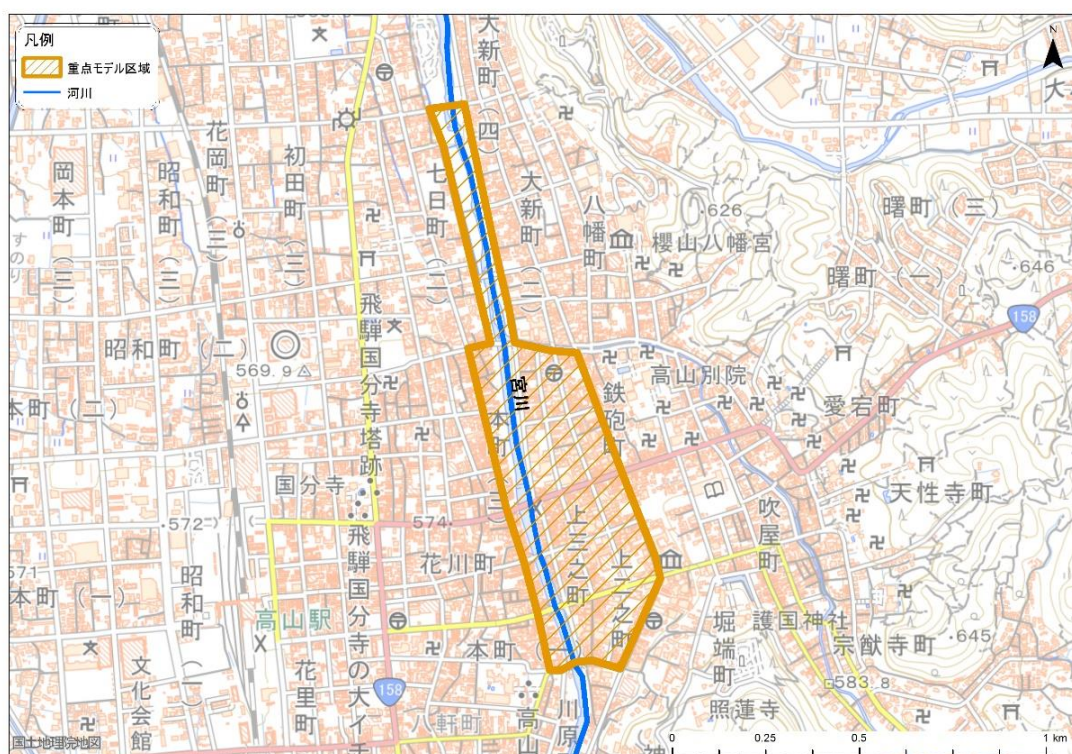
毎年、6月第1日曜日には、環境月間にあわせ、土岐川河川清掃を実施し、地元住民、事業者、学生など3,000名以上の参加します。

また、毎年2回（夏季、冬季）市内河川23地点において水質調査を実施しています。

このような活動を継続することが、海洋ゴミ発生抑制につながることを地元住民、河川利用者等へ啓発していきます。

ケ 高山市古い町並み付近

図 25 重点モデル区域 ク 高山市古い町並み付近
(高山市川原町 中橋付近～高山市大新町 連合橋付近 1.3km)



【重点モデル区域概要】

本区域は古い町並や宮川朝市の沿川を含むエリアで、本県を代表する観光地として国内外から多くの観光客が訪れる地域です。江戸時代の面影を残す町並は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

【目標】

観光資源である町並や宮川朝市の区域を、ごみのない快適なエリアとして保全・維持し、河川等その周辺での散乱ごみ対策を推進します。

【取組の方向性】

本区域には年間を通じて多くの観光客等が訪れることから、ペットボトルやタバコの吸い殻などが水路に流出しており、地域住民や市職員等による清掃活動、ごみの回

収を通じて散乱ごみの対策を講じています。

観光客の増加など社会的利用が拡大する中であっても、地域資源である町並や宮川を保全できるよう、特に観光に起因する散乱ごみの発生抑制対策を中心に取組を推進します。

コ 飛騨市宮川流域

図 26 重点モデル区域 ケ 飛騨市宮川流域
(飛騨市宮川町打保～飛騨市宮川町小豆沢地内 延長 5km)



【重点モデル区域の概要】

本区域は宮川沿い5 km にわたるエリアで、特に漁業の盛んな場所であり、多くの漁業者が関わっています。

宮川を流れる水は、飛騨市の森林の約70%を占める広葉樹の落葉が腐葉土になった土を流れて川に流れ込んでいます。ミネラル豊富できれいな水に育まれた栄養価の高い藻を食べて成長する宮川の鮎は多くの釣り人を魅了し、「飛騨清流みやがわ鮎釣り大会」が開催されるなど他の地域からも多くの釣り客が訪れます。

【目標】

釣り、漁業などが盛んに行われ、観光資源でもある宮川及び周辺地域の散乱ごみ対策を行い、海洋ごみの発生抑制を図ります。

【取組の方向性】

本区域は宮川の下流に位置しており、上流からの散乱ごみなどが流入しています。川沿いには国道 360 号を有し、ポイ捨てによる散乱ごみが発生しています。

漁協組合員や地域住民によるごみ拾い、市のパトロールによるごみの回収を通じて散乱ごみ等の発生抑制対策を講じています。

漁業の盛んな場所であり、観光資源でもある宮川とその周辺地域の散乱ごみ対策を実施し、地域住民や地域外の釣り客に対する啓発など海洋ごみ発生抑制対策を推進します。

(2) 重点モデル区域間で連携して実施する対策

レジャー系

連携

○ 意見交換会の開催

各重点モデル区域間で取組状況や課題について共有し、より効果的な対策につなげるため意見交換を実施します。

また各重点モデル区域での取組状況及び課題について協議会に報告し取組の改善等を図ります。

○ 共同キャンペーンの実施

海ごみゼロウィーク³⁷などの取組にあわせ、海洋ごみの発生抑制や流出対策、環境教育等に係る普及啓発等の共同キャンペーンを実施します。

○ 環境に配慮した具体的行動を促進するための仕組みの検討

コロナ禍で団体での活動が制約される中、団体に属さない個人であっても、海洋ごみ対策として清掃活動をはじめとする環境に配慮した具体的行動を実践しやすい環境を整備するため、モデル的な仕組みづくりについて地域の実情に応じた検討を行います。

(3) 重点モデル区域における役割分担と連携確保

連携

各主体による役割分担のもと、地域の実情に応じた対策を関係者間で具体化し、本計画に基づき取り組みます。

また各主体相互の情報交換等により効果的な対策の推進を図ります。

表 6 重点モデル区域における役割分担

主体	役割
市町村	事業実施・協力、連携会議事務局（企画調整含む）
地域住民 関係団体	事業実施・協力、連携会議への参画
県	モニタリングの企画・調整 協議会との調整 国、他県及び他市町村との調整 連携会議オブザーバー

³⁷ 5月30日（ごみゼロの日／1975年から続く民間団体の活動（530運動）が起源）から6月5日（環境の日／環境基本法第10条に制定）を経て6月8日（世界海洋デー／2008年、国際連合総会にて制定）前後の期間を「春の海ごみゼロウィーク」、9月18日（World Cleanup Day／2008年エストニアでの清掃活動が起源）から9月26日までの期間を「秋の海ごみゼロウィーク」として開催される、環境省と日本財団との海洋ごみ対策共同プロジェクトである全国一斉清掃キャンペーン。

(4) 重点モデル区域における海洋ごみ対策に関する状況把握（モニタリング）**○ 区域内の散乱ごみや清掃活動等の状況把握**

本計画の実施による効果を確認するため、区域内において散乱ごみ等の発生状況や清掃活動等の実施状況等について定期的な把握を行います。把握にあたっては、各主体が相互協力し実施することとします。

○ 地域住民及び利用者に対する意識調査の実施

本計画の実施による効果を把握するため、地域住民及び区域内利用者の意識について定期的に把握を行います。把握にあたっては、各主体が相互協力し実施することとします。

VI 対策の実施に当たって配慮すべき事項

1 災害等の緊急時における対応

災害等により河川等に大量のごみが流出した場合や危険物の流出が見られる場合は、関係機関等が連携して適切に対応します。

2 地域住民及び関係団体等の参画と情報提供

県及び市町村は、本計画に基づく対策の実施にあたって、地域住民及び関係団体等の自発的な参画を促すため、インターネット等を活用し積極的な情報提供を行い、多様な主体による連携の推進に努めます。

3 本計画に関連する調査等の検討

(1) 新たな課題への対応

本計画に基づく対策の推進にあたって、さらに課題が明らかになったものについては、新たな調査事項や手法等を検討します。

(2) マイクロプラスチックに関する調査等の検討

マイクロプラスチックについては、その発生状況や分布実態、生態系や人の健康への影響について、国の実態把握等を踏まえ必要な対策を検討します。

4 伊勢湾流域圏における広域連携による海洋ごみ対策

(1) 調査・研究による実態把握

広域計画策定に伴い、本県、愛知県、三重県の三県は実態調査の実施にあてっては、調査手法やデータの集計・表示方法の統一化し、調査結果を比較できるようにします。

(2) 発生抑制対策の推進

広域的な普及啓発のため、流域圏のさまざまな場所で行われている清掃活動の情報（清掃活動の参加者数、回収したごみの量や内訳等）を取りまとめ、清掃活動の様子や結果を発信することとしています。また、三県の県民を対象とした交流会を開催し、県境を越えて広域的に連携する体制の構築に努めることとしています。

Ⅶ 計画の推進

1 推進体制の整備

- 有識者、住民及び民間団体の代表並びに行政機関等で構成する協議会において各主体が連携することにより、本計画に基づく対策を推進します。
- 対策の具体的推進方策を検討し、対策を総合的かつ計画的に推進するため、部局横断による岐阜県海岸漂着物等対策推進庁内連絡会議において連携を図ります。
- 重点モデル区域においては、地域ごとの課題を解決するため各地域における連携会議において対策を検討し、協働して施策の展開を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの9年間とし、始期から4年後の令和7年度（2025年度）に見直しを行います。

なお、地域の状況の変化や施策の実施状況等に応じて計画を変更する必要があると認める場合は、速やかに協議会で検討の上、計画の変更を行います。

3 計画の進捗管理

計画の着実な推進を図るため、県は協議会に対し、海洋ごみ対策に関する状況及び全県的な推進施策に関する状況等を報告し、県と協議会が連携協力して施策の見直しや改善に取り組めます。

また、本県での施策に反映するため、下流県における漂着ごみの状況等の把握に努めます。

(1) 本県における取組状況の指標

① 海洋ごみ対策に関する指標

陸域で発生した散乱ごみ等が河川等を介して海洋流出しないよう、県内全域及び重点モデル区域において、散乱ごみの量や種類の把握、清掃活動の実施件数や参加人数、海洋ごみに関する認知度などの意識調査を実施し、表7の4項目を指標として、本県における海洋ごみ対策の進捗状況を把握します。

表 7 海洋ごみ対策に関する指標

指標	県内全域	重点モデル区域
散乱ごみの状況	令和7年度(2025年度)末までに県内全域の散乱ごみの散乱状況を調査 令和12年度(2030年度)末までに県内全域の散乱ごみの量及び種類を調査	区域内で散乱ごみの量及び種類を調査(年1回)
清掃活動の状況	・環境美化活動の実施件数と参加人数を調査(毎年度) ・見える化ページに登録された清掃活動の参加人数及び回収個数を調査(毎年度)	区域内で実施された環境美化活動の実施件数と参加人数を調査(毎年度)
地域住民に対する意識調査	県民に対し海洋ごみの発生源に関する認知度調査を実施(3年度毎にモニター実施)	当該市町村の住民に対し、意識調査を実施(毎年度)
利用者に対する意識調査	—	区域内利用者に対し、意識調査を実施(毎年度)

② その他全県的な推進施策に関する指標

海洋ごみの発生源となる散乱ごみ等の発生抑制及び流出対策に関する全県的な推進施策のうち、他の計画において数値目標に位置付けられている表 8 の 9 項目を指標として、海洋ごみ対策の進捗状況の参考とします。

表 8 その他全県的な推進施策に関する指標

指標	現況値 (令和 4 年度)	目標値	関連する計画等の名称
1 人 1 日当たり生活系 ごみ排出量	679g/人/日 (平成 30 年度)	629g/人/日 (令和 7 年度) 595g/人/日 (令和 12 年度)	第 6 次岐阜県環境基本計画 第 3 次岐阜県廃棄物処理計画
岐阜県プラスチック・スマート事業所 「ぎふプラスマ！」登録事業所数 (旧「ぎふプラごみ削減モデルショップ」制度)	1,037 事業所	1,500 事業所 (令和 7 年度)	第 6 次岐阜県環境基本計画 第 3 次岐阜県廃棄物処理計画
可燃ごみ指定袋等への バイオマスプラスチックの 導入市町村数	—	42 市町村 (令和 12 年度)	第 3 次岐阜県廃棄物処理計画
プラスチック容器包装の分別 を実施している市町村数	39 市町村	42 市町村 (令和 12 年度)	第 3 次岐阜県廃棄物処理計画
ぎふ清流 G A P 実践率	—	35% (令和 7 年度)	「清流の国ぎふ」創生総合戦略 ぎふ農業・農村基本計画 (令和 3 ～ 7 年度)
災害廃棄物処理図上演習への 市町村担当者の参加者延べ人数	127 人	220 人 (令和 8 年度)	第 3 次岐阜県廃棄物処理計画 第 2 期岐阜県強靱化計画
「清流長良川の鮎」 プレーヤーズ登録団体数	90 団体	100 団体 (令和 5 年度)	「清流の国ぎふ」創生総合戦略 第 2 期世界農業遺産保全計画
環境学習ポータルサイト 閲覧回数	—	20 万回【累計】 (令和 7 年度)	第 6 次岐阜県環境基本計画
清流長良川あゆパークにおけ る体験プログラム参加者数	120,624 人	100,000 人 (令和 5 年度)	「清流の国ぎふ」創生総合戦略 第 2 期世界農業遺産保全計画

なお、「(1) 本県における取組状況の指標」については、本計画に基づく対策の進捗状況を踏まえ、始期から 4 年後の中間年に見直しを行います。

(2) 下流県における漂着ごみの状況把握に関する指標

本県での施策に反映するため、下流県における漂着ごみの状況について把握に努めます。

表 9 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみの回収量

県	現況（令和元年度）	
	回収総量(トン)	人工物の回収量(トン)
愛知県	434.2	45.9
三重県	484.5	29.1
富山県	967.5	90.4
福井県	485.5	170.5

出典：令和2年度 海洋ごみの実態把握及び生物影響把握等に関する総合検討業務報告書
(環境省) から作成

参考資料

1 県内河川ごみ実態調査結果（概要）

（1）目的

本県の主な水系である木曾川水系、庄内川水系、神通川水系を対象とした全 82 地点における河川ごみの存在量及びごみの分類を明らかにし、河川ごみの発生対策に必要な基礎情報を得ることを目的として河川ごみ実態調査を行いました。

（2）調査時期

事前踏査 令和 2 年（2020 年）8 月 12 日（水）～8 月 15 日（土）

現地調査 9 月 2 日（水）～9 月 15 日（火）

（3）調査地域・地点

調査対象河川及び調査地点数を表 1－1 に示します。

表 1－1 調査対象河川及び調査地点数

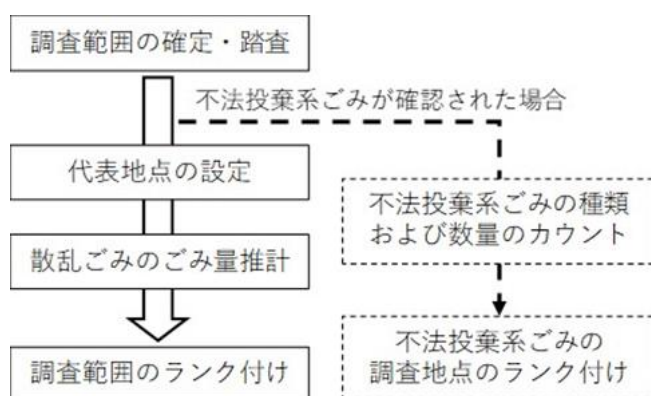
水系	対象河川	調査地点数
木曾川水系	長良川下流	40
	長良川上流	10
	水門川	5
	板取川	2
	天王川	5
庄内川水系	土岐川及び支流	10
神通川水系	宮川・高原川及び各支流	10
合計		82

(4) 調査方法

① 実施フロー

各調査地点において、散乱ごみの分布状況が平均的な河川流れ方向 10m の範囲を代表地点として選定し、その範囲の散乱ごみの量を推計しました。また、踏査時に不法投棄ごみや散乱ごみが集積した地点を見つけた場合、散乱ごみとは別にゴミの種類と量を計測しました。

図 1-1 河川ごみ実態調査の実施フロー



② 河川ごみ存在量の推計

目視カウント法により、代表地点のごみ袋数（一袋の容量：20L）を目視で推計しました。



出典：河川ゴミ調査マニュアル（平成 24 年 3 月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）から抜粋

推計されたごみ袋量の数量に応じて、調査範囲のランク付けを行いました。

表 1-2 ごみ袋数とランクの対応表

ランク	20Lのごみ袋数量 (範囲)	回収した際のごみの容量のイメージ	容量 (L)
0	0袋	(自然物を除いて) 全くゴミがない	0
TT	約1/16袋 (1/10袋以下)	500mL ペットボトルが1~2本程度	1.25
T	約1/8袋 (1/10~1/5袋)	2.0L ペットボトルが1本程度 500mL ペットボトルが3~4本程度	2.5
1	約1/4袋 (1/5~1/3袋)	2.0L のペットボトルが2本程度	5
2	約1/2袋 (1/3~2/3袋)	2.0L のペットボトルが4本程度 200~350mL の飲料缶が15本程度	10
3	約1袋 (2/3~1.5袋)	2.0L のペットボトルが8本程度 200~350mL の飲料缶が30本程度 ポリタンクならば1本程度	20
4	約2袋 (1.5~3袋)	2.0L のペットボトルが16本程度 ポリタンクならば2本程度	40
5	約4袋 (3~6袋)	2.0L のペットボトルが32本程度 みかん箱ならば3箱程度	80
6	約8袋 (6~11袋)	ドラム缶が1本分未満程度	160
7	約16袋 (11~23袋)	ドラム缶が1.5本分未満程度	320
8	約32袋 (23~42袋)	ドラム缶が3.0本分未満程度	640
9	約64袋 (42~90袋)	一立方メートル程度	1280
10	約128袋 (90袋以上)	軽トラで一台分程度	2560

出典：河川ゴミ調査マニュアル（平成 24 年 3 月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）
から抜粋

③ ごみの発生源の分類

確認されたごみについて以下の表のとおり分類しました。

表 1-3 ごみの分類

分類	代表例
散乱ごみ	
・生活系ごみ	ペットボトル、ビニール袋、空き缶など
・農業系ごみ	肥料袋、マルチングフィルム、ビニールシートなど
・漁業系ごみ	釣り糸、漁網、ウキなど
・レジャー特有ごみ	花火、バーベキューグッズなど
不法投棄系ごみ	
・産業ごみ・建築廃材	タイヤ、金属くず、一斗缶など
・粗大ごみ	家具、家電など

(5) 調査結果

① ごみマップ

木曾川水系では、一部の地点でごみランクが3以上（20L ごみ袋が1袋以上）のごみ量の多い調査地点が確認されましたが、庄内川水系及び神通川水系は、比較のごみ量が少ないことを確認されました。

図1-2 ごみマップ（長良川下流）

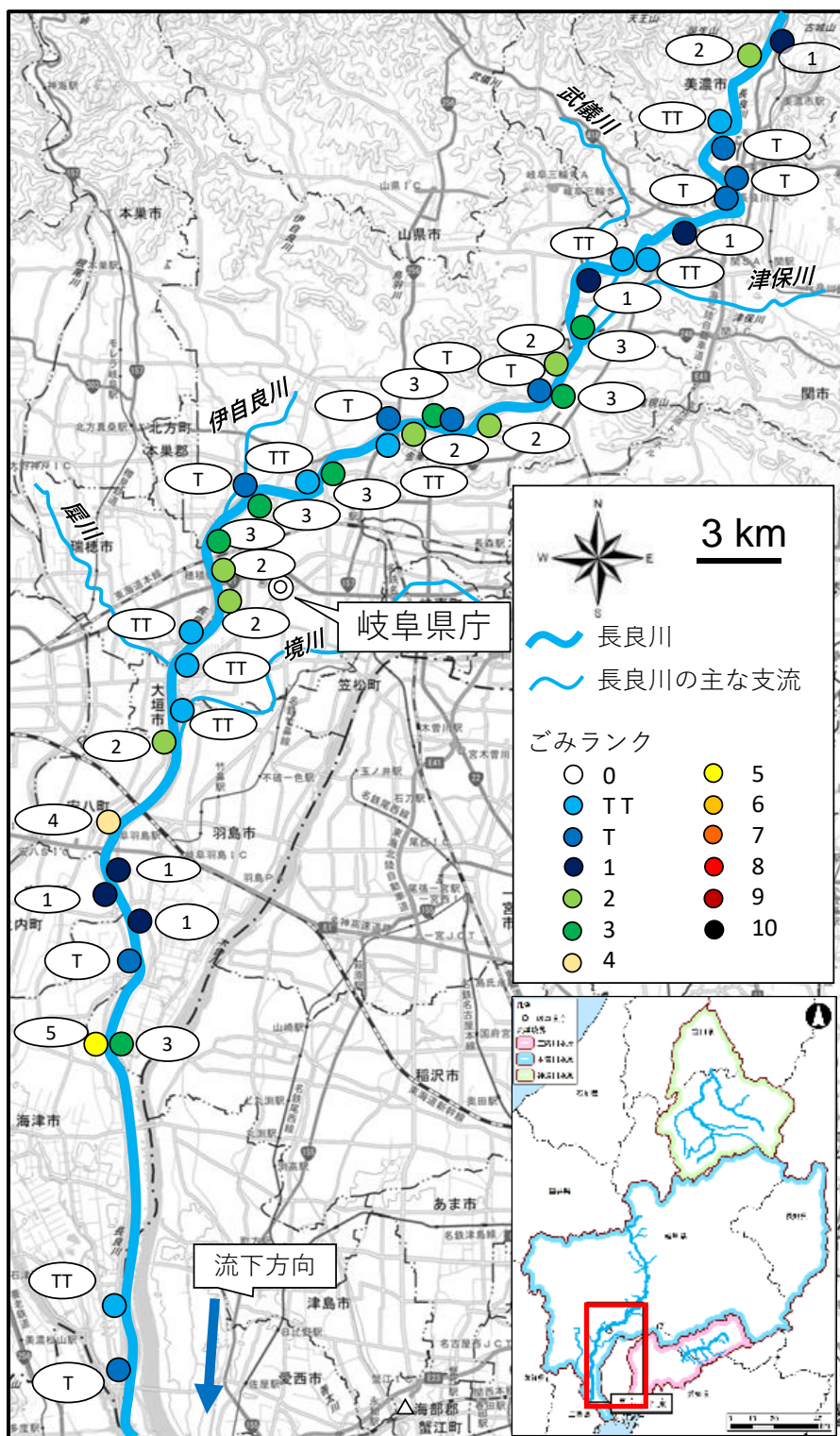


図1-3 ごみマップ（長良川上流）

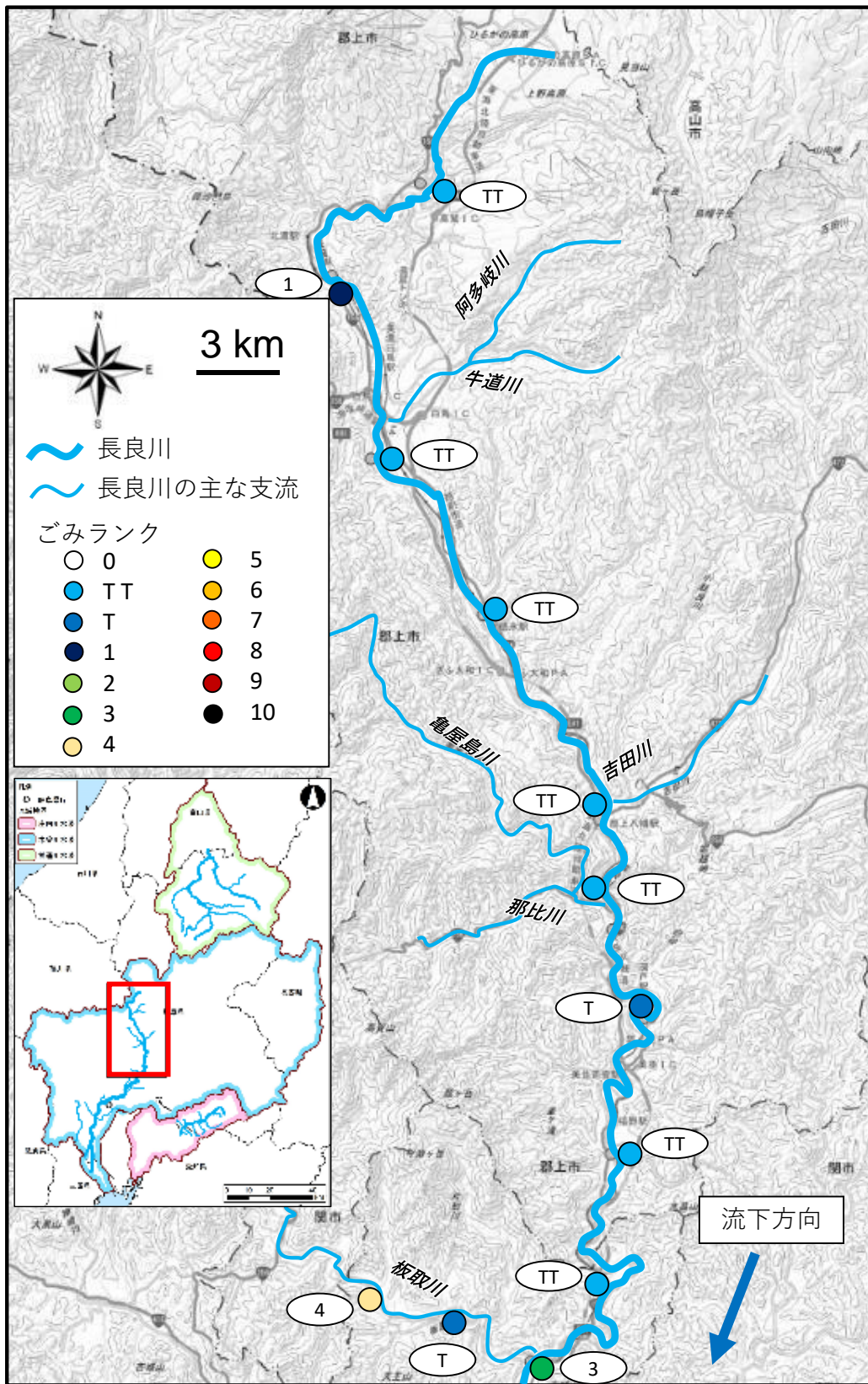


図1-4 ごみマップ (水門川)

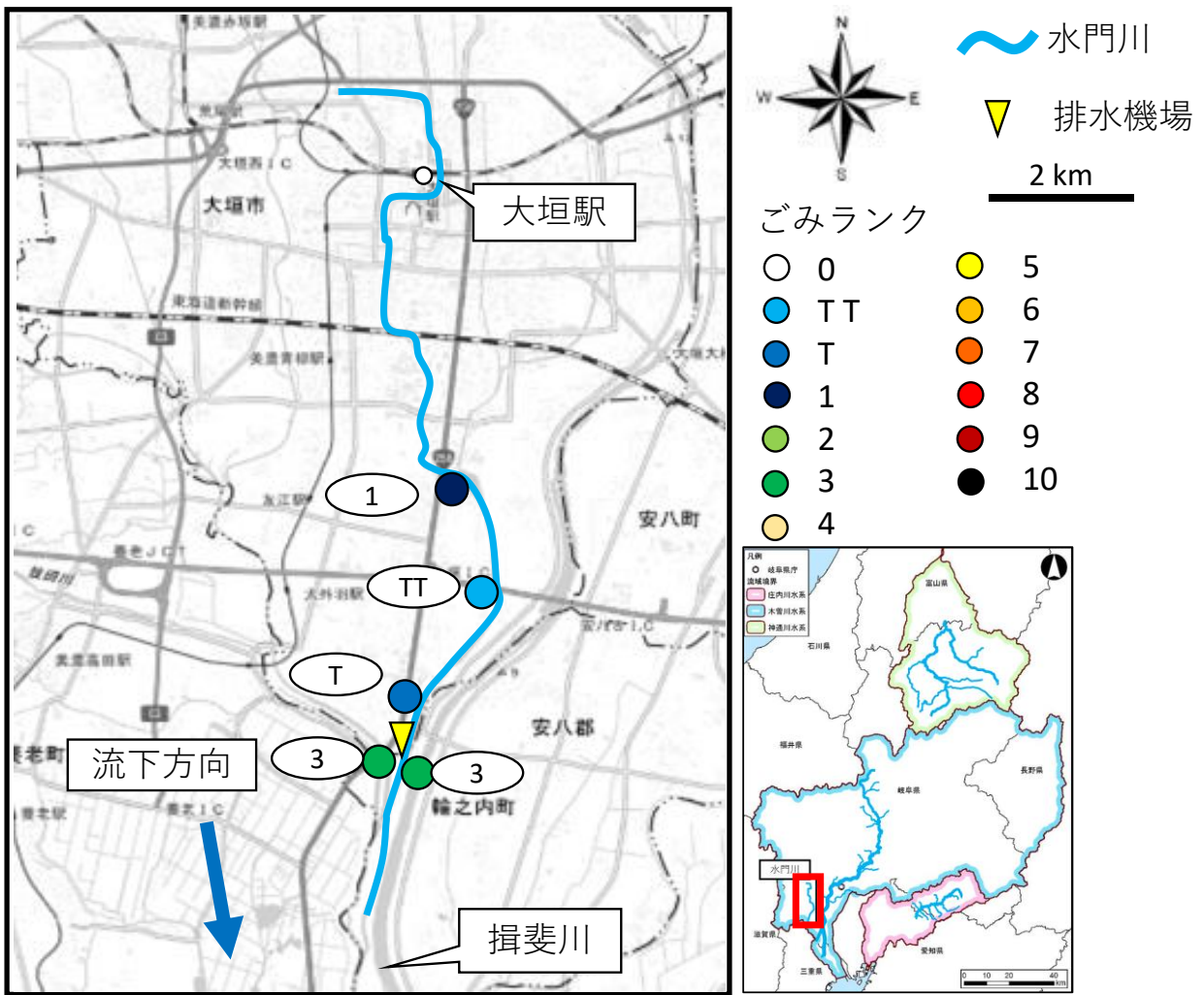


図1-5 ごみマップ (天王川)

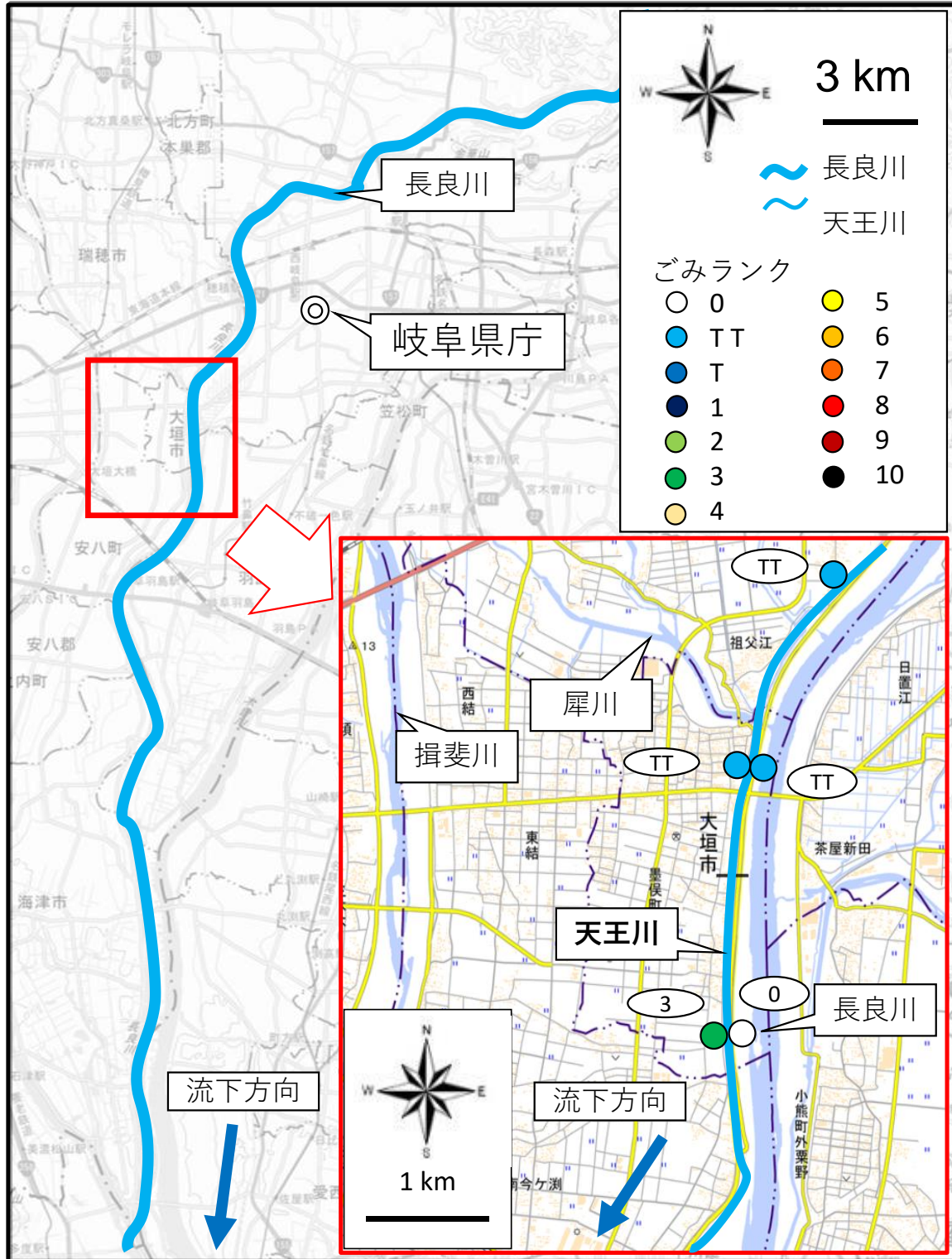


図 1-6 ごみマップ (庄内川水系土岐川)

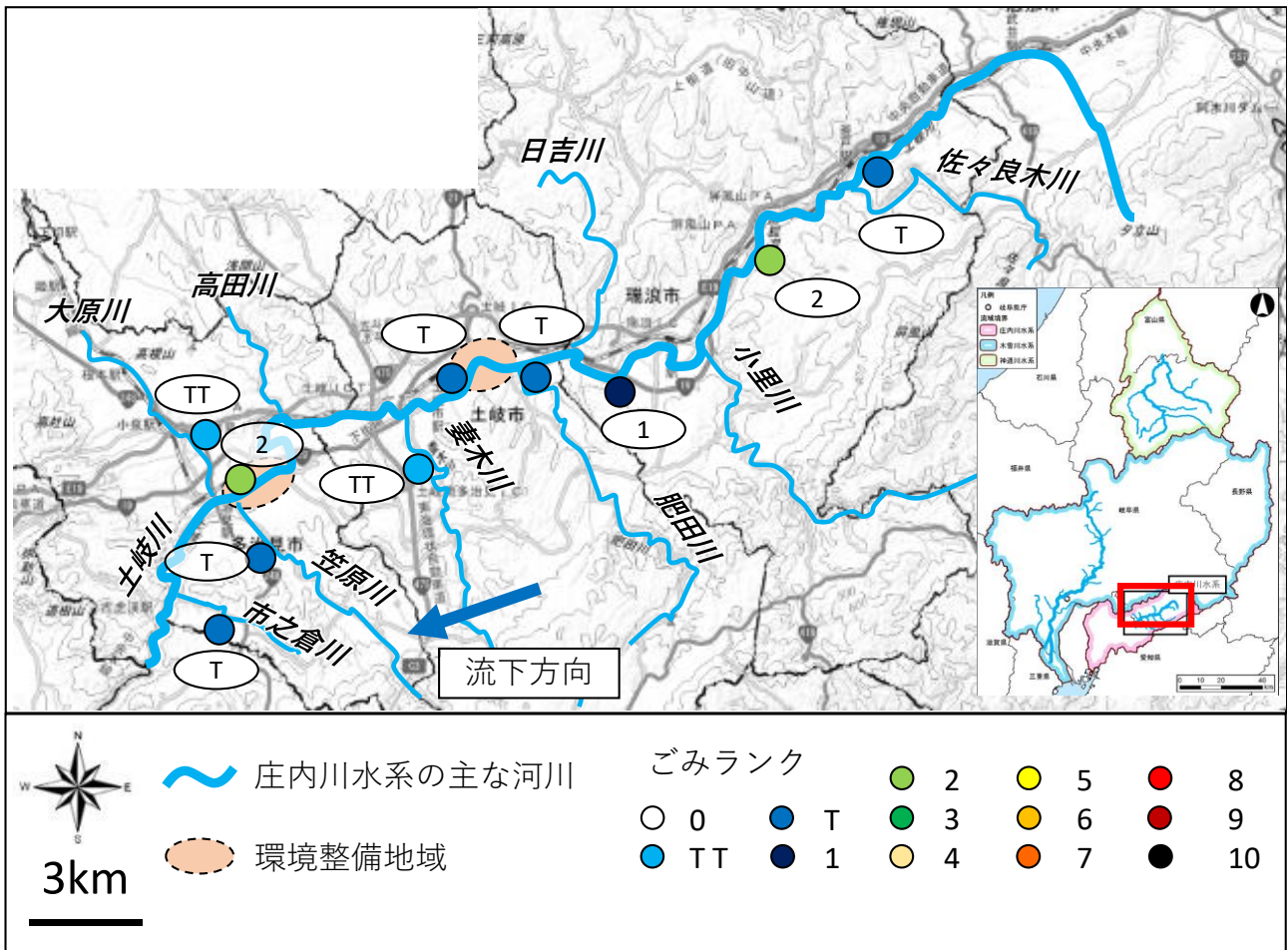
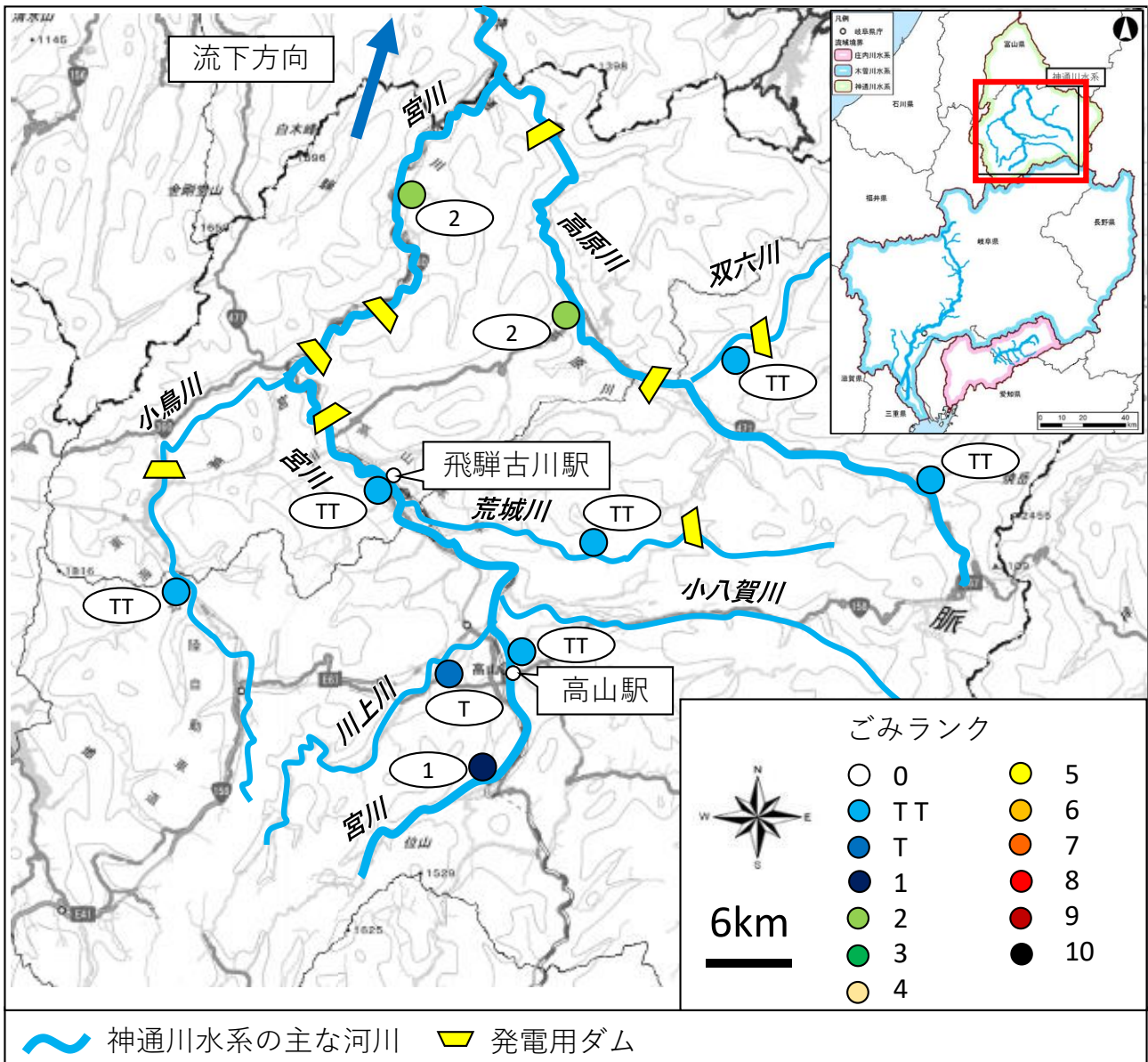


図1-7 ごみマップ（神通川水系）



② 各水系におけるごみ量

県内の各水系における平均ごみ袋量に基づくランクは、木曾川水系が2、庄内川水系が1、神通川水系がTであり、木曾川水系においてごみ量が多い傾向が見られました。

木曾川水系のうち、長良川下流や水門川、板取川においてごみ量が比較的多いことが確認されており、河川の周辺状況から市街地やレジャーとしての利用が活発である地域でごみ量が多い傾向が見られました。

表 1-4 各調査地域における平均ごみ袋量及びランク

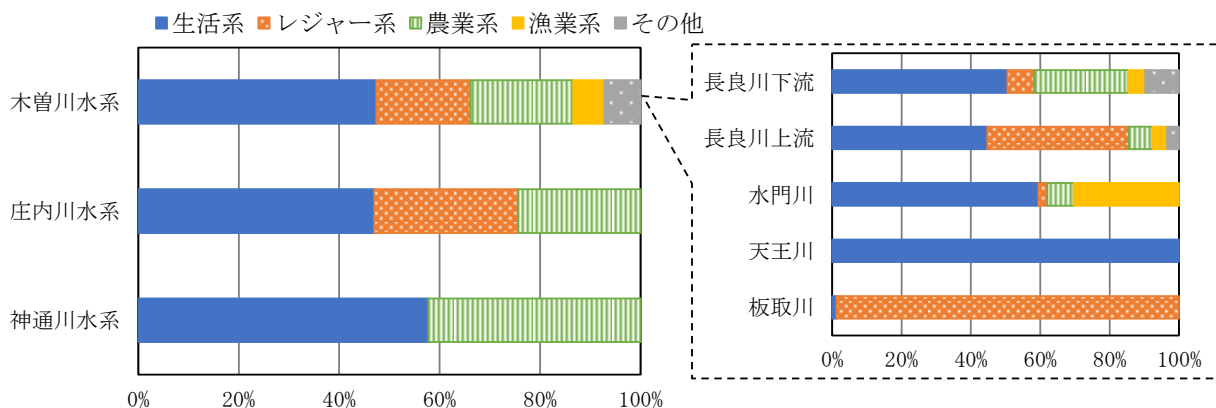
水系	地点数	平均ごみ袋量	ランク
木曾川水系	62	1/2	2
長良川下流	(40)	(1/2)	(2)
長良川上流	(10)	(1/5)	(T)
水門川	(5)	(1/2)	(2)
天王川	(5)	(1/5)	(T)
板取川	(2)	(11/7)	(4)
庄内川水系	10	2/9	1
神通川水系	10	1/6	T

③ ごみの発生源分類

木曾川水系でのみ漁業系ごみが確認されました。神通川水系ではレジャー系ごみが確認されませんでした。農業系ごみの割合が比較的高い傾向にありました。

木曾川水系において、長良川上流と板取川ではレジャー系ごみの割合が高いことが確認され、川遊びやキャンプなどのレジャー活動による影響があることが示唆されました。

図 1-8 ごみの発生源分類別の割合



④ 不法投棄系ごみ

不法投棄系ごみの一地点あたりの件数は、木曾川水系が1.7件/地点、庄内川水系が0.2件/地点、神通川水系が0.4件/地点で、木曾川水系に多くの不法投棄系ごみがある傾向がみられました。

表 1-5 各調査地域における不法投棄系ごみの概要

水系	調査地点数	不法投棄系ごみが確認された地点数	不法投棄系ごみが確認された地点数の割合	不法投棄系ごみの件数	1調査地点あたりの件数	平均ごみ袋量(20L袋換算)
木曾川	62	41	66%	107	1.7	4.9
長良川下流	(40)	(27)	(68%)	(72)	(1.8)	(4.9)
長良川上流	(10)	(7)	(70%)	(19)	(1.9)	(2.6)
水門川	(5)	(4)	(80%)	(8)	(1.1)	(0.6)
天王川	(5)	(1)	(20%)	(2)	(0.4)	(1.0)
板取川	(2)	(2)	(100%)	(6)	(3.0)	(9.3)
土岐川(庄内川)水系	10	2	20%	2	0.2	5.1
宮川(神通川)水系	10	3	30%	4	0.4	0.3

2 県内環境保全活動団体へのアンケート結果（概要）

（1）調査概要

①調査目的

県内環境関連団体の活動状況等を把握し、本計画を検討するためアンケート調査を行いました。

②調査対象等

調査対象 環境に関する意識調査（令和元年（2019年）11月）で対象とした環境関連団体等 136団体

調査方法 郵送

調査期間 令和3年（2021年）5月7日（金）～5月26日（水）

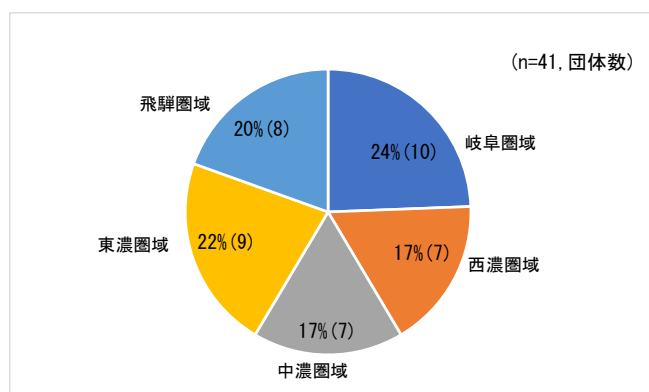
回収結果 41団体（回収率30.1%）

（2）アンケート結果

①回答団体属性

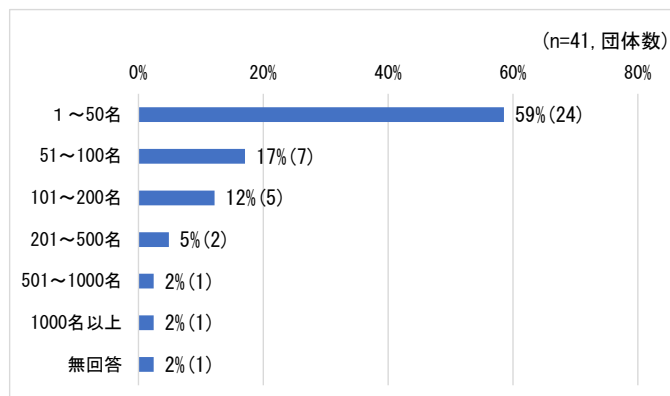
■ 圏域

図2-1 団体の圏域



■ 会員数

図2-2 団体の会員数

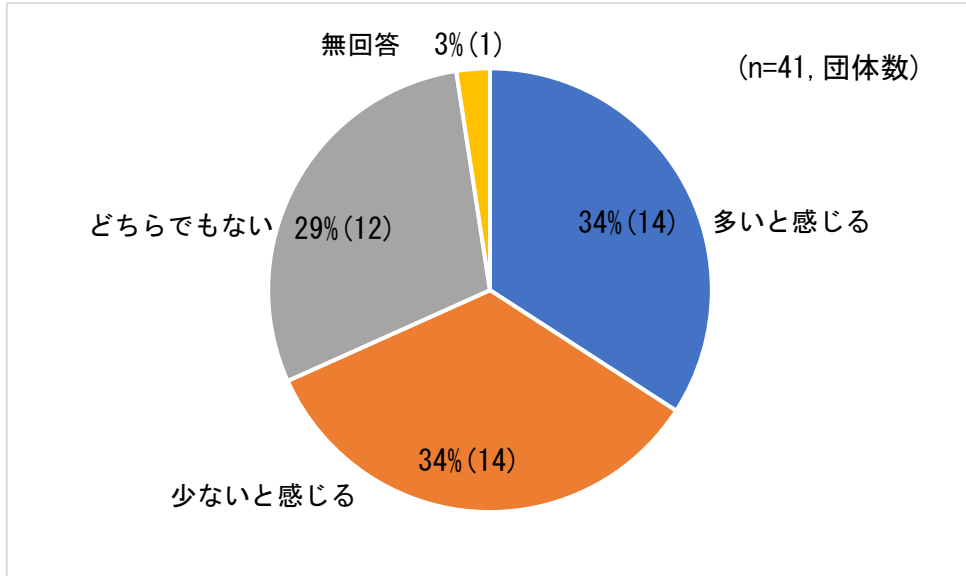


②アンケート結果概要

(ア) 活動エリア内での散乱ごみや河川ごみの状況

「多いと感じる」と「少ないと感じる」が約3割で同程度となっています。

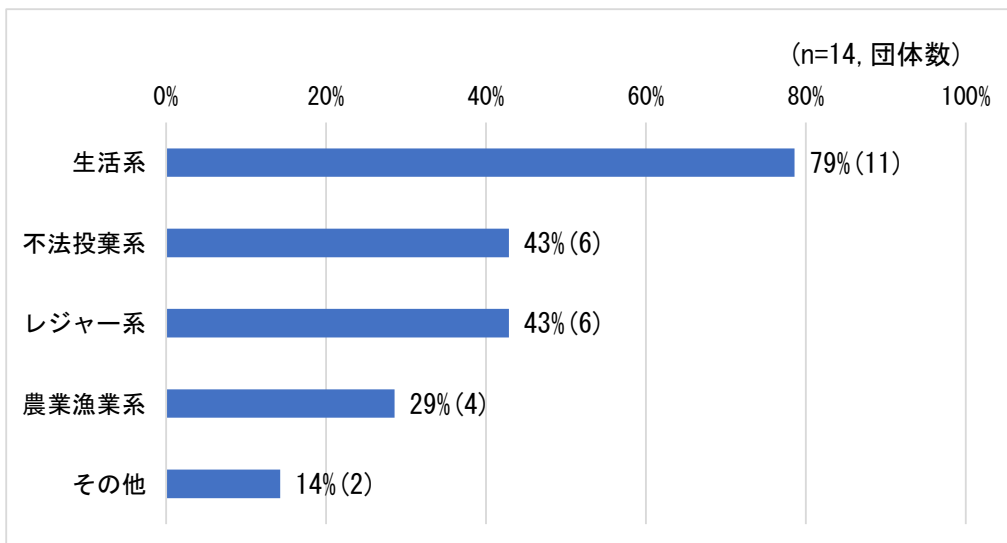
図2-3 活動エリア内での散乱ごみや河川ごみの状況



■特に気になるごみの種類

生活系のごみが約8割となっており、次いで不法投棄系、レジャー系が約4割で続いています。

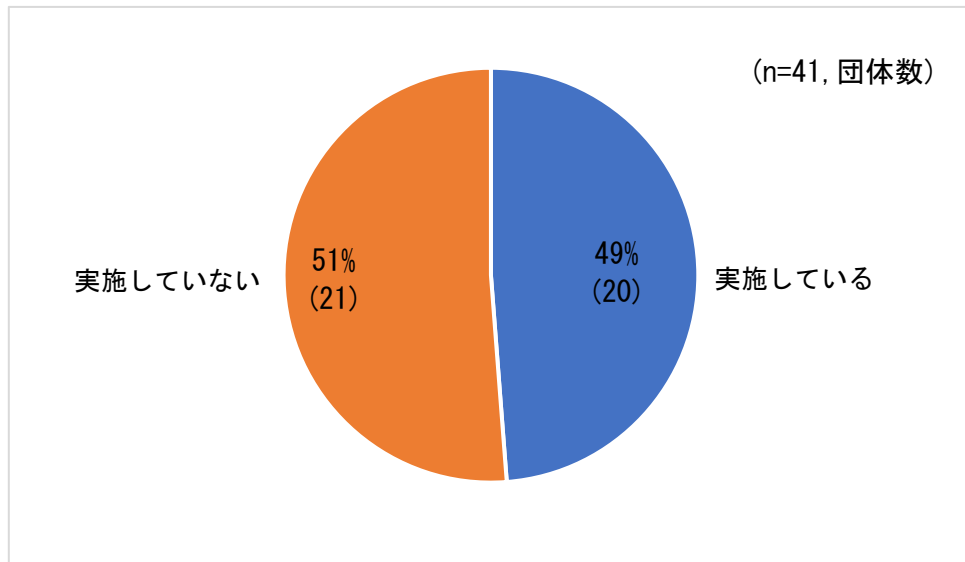
図2-4 特に気になるごみの種類 (※複数回答)



(イ) 団体での清掃活動の状況

回答があった団体の約半数が清掃活動を実施しています。

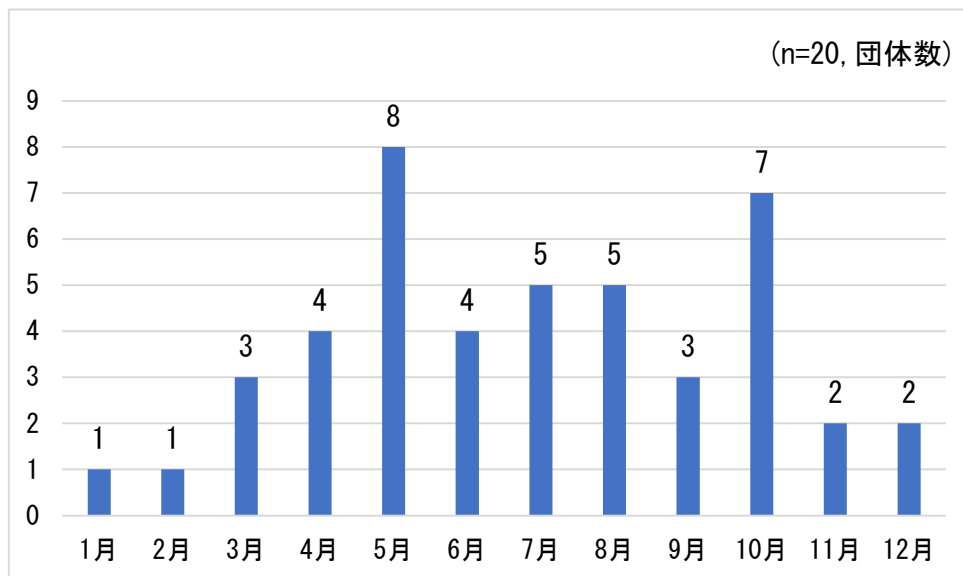
図 2-5 清掃活動の状況



■実施時期

清掃活動の実施時期は、5月と10月に多くなっています。

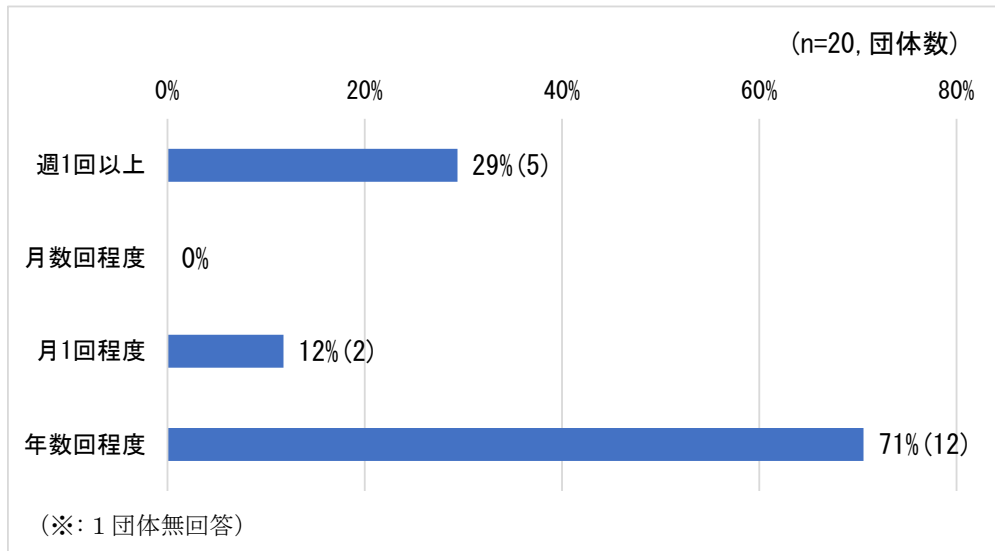
図 2-6 団体での清掃活動の状況 (※複数回答)



■実施頻度

清掃活動の実施頻度は、年数回程度が約7割を占めています。
一方で、週1回以上活動している団体も約3割を占めます。

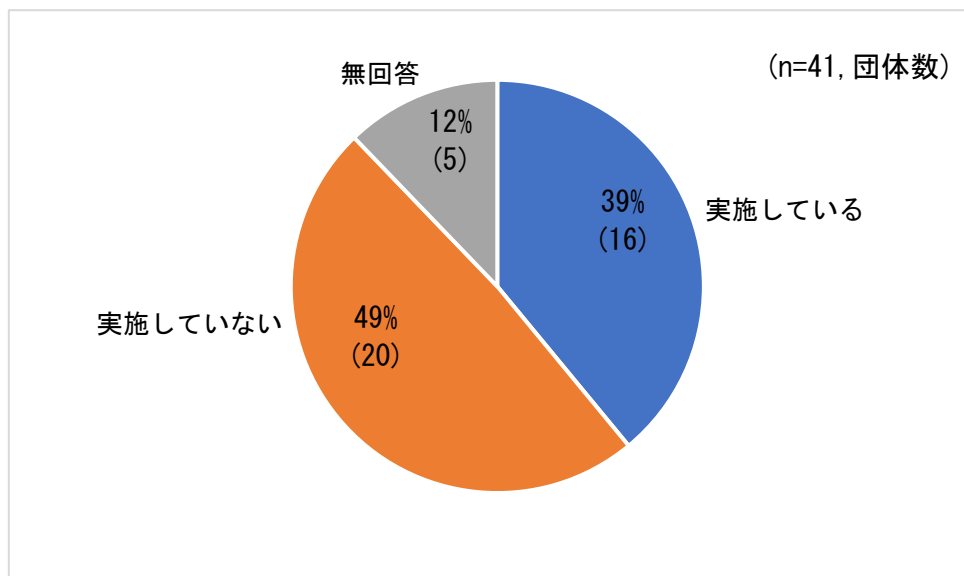
図2-7 開催頻度



(ウ) 環境保全団体のための啓発活動や環境教育の状況

啓発活動や環境教育を実施している団体は約4割を占めています。具体的な活動としては、ごみステーション調査、野外活動、自然観察等があります。

図2-8 環境保全団体のための啓発活動や環境教育の状況

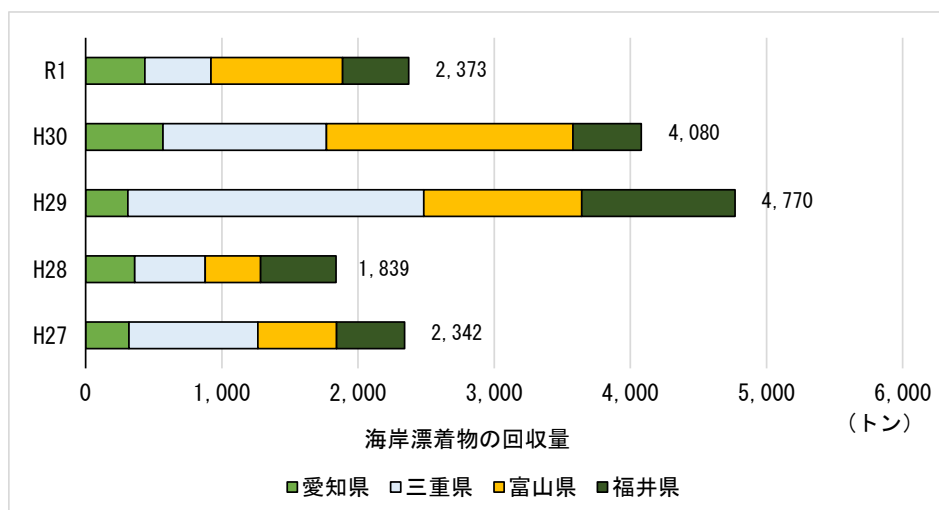


3 下流県における海洋ごみの状況

(1) 漂着ごみ回収量の推移

平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）に本県の下流 4 県（愛知県、三重県、富山県、福井県）の海岸で回収された漂着ごみの量の合計は 1,839～4,770 トン／年となっています。下流 4 県の中では、三重県や富山県での回収量が多い状況です。

図 3-1 漂着ごみ回収量の推移（トン）

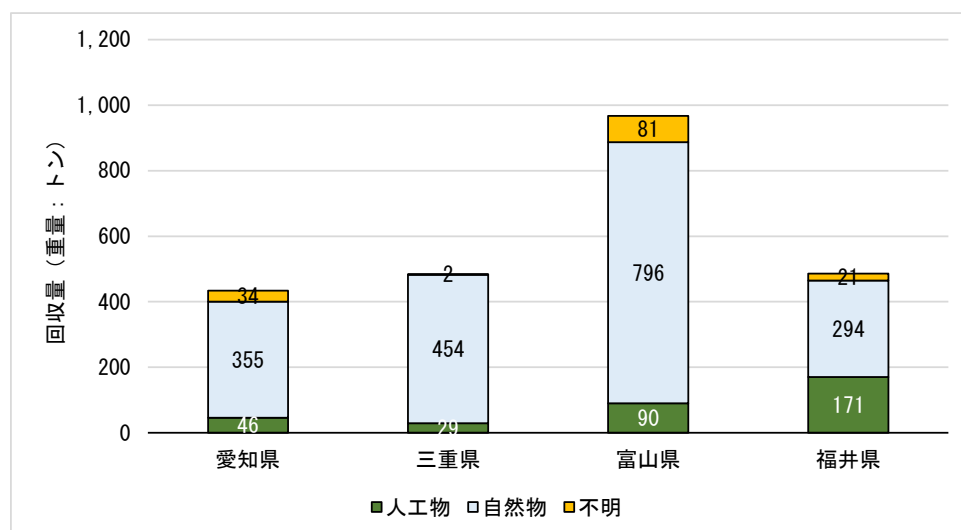


出典：令和 2 年度 海洋ごみの実態把握及び生物影響把握等に関する総合検討業務報告書（環境省）から作成

(2) 漂着ごみ回収量の内訳

令和元年度海岸漂着物地域対策推進事業（環境省）による漂着ごみの回収量の内訳では、いずれの県においても自然物（灌木や流木等）が高い割合を占めています。

図 3-2 令和元年度（2019 年度）漂着ごみの回収量内訳



出典：令和 2 年度 海洋ごみの実態把握及び生物影響把握等に関する総合検討業務報告書（環境省）から作成

(3) 自然物を除いた漂着ごみの組成

環境省の調査によると、漂着ごみのうち人工物を品目ごとに分類した場合、個数ベースでは「ボトルのキャップ、ふた」や「プラ製ロープ・ひも」が占める割合が大きく、重量ベースでは「木材（物流用パレット、木炭等含む）」に次いで「プラ製ロープ・ひも」が占める割合が大きくなっており、個数ベース、重量ベースともに、プラスチック製品の占める割合が大きくなっていきます。

表3-1 漂着ごみに占める割合が大きい上位10品目

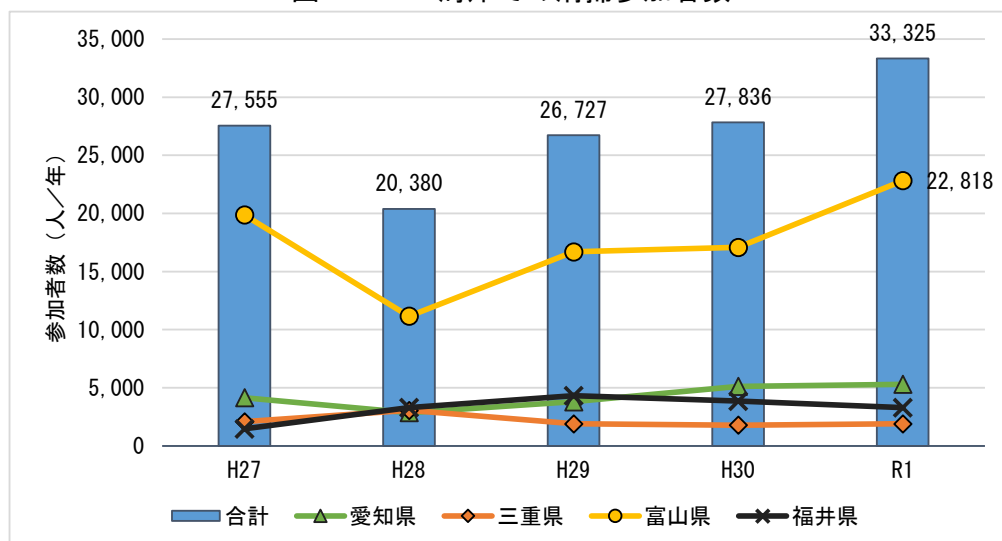
品目上位10種(個数ベース)			品目上位10種(重量ベース)		
No	品目	割合	No	品目	割合
1	ボトルのキャップ、ふた	17.6%	1	木材(物流用パレット、木炭等含む)	32.9%
2	プラ製ロープ・ひも	16.6%	2	プラ製ロープ・ひも	19.1%
3	木材(物流用パレット、木炭等含む)	9.2%	3	硬質プラスチック破片	9.0%
4	飲料用ペットボトル(2L未満)	6.9%	4	プラ製漁網	6.3%
5	プラ製漁具(その他)	4.2%	5	飲料用ペットボトル(2L未満)	4.2%
6	プラ製食品容器(カップ等)	4.0%	6	発泡スチロール製フロート・ブイ	3.9%
7	プラ製荷造りバンド・ビニールテープ	3.7%	7	プラ製ブイ	3.5%
8	ウレタン	3.5%	8	プラ製漁具(アナゴ筒)	3.4%
9	プラ製食器(スロー、フォーク、スプーン、ナイフ)	3.5%	9	靴(サンダル、靴底含む)	1.2%
10	プラ製ブイ	3.2%	10	ガラス製食品容器	1.2%

出典：海洋ごみ実態把握調査（平成22年度～令和元年度）のとりまとめについて（環境省）

(4) 海岸での清掃参加者数

漂着ごみを回収するため、下流4県の海岸で清掃に参加した人の合計（平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度））は20,380～33,325人/年です。直近の令和元年度（2019年度）は富山県内での参加者が最も多く、およそ2.3万人が参加しています。

図3-3 海岸での清掃参加者数



出典：令和2年度 海洋ごみの実態把握及び生物影響把握等に関する総合検討業務報告書（環境省）から作成

(5) 漂着ごみ対策事業

漂着ごみ対策として、平成 29 年度（2017 年度）に下流 4 県が実施した「清掃回数又は事業件数」及び「事業費」は以下のとおりです。事業費の総額はおよそ 9 億円で、4,866 トンの漂着ごみを回収しています。

表 3-2 平成 29 年度（2017 年度） 漂着ごみ対策事業

	清掃回数又は 事業件数	事業費（千円）	回収量（トン）
愛知県	552	40,053	361
三重県	57	711,336	2,376
富山県	205	83,108	1,159
福井県	52	83,831	970
合計	866	918,328	4,866

※ 国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市区町村単独事業を含む

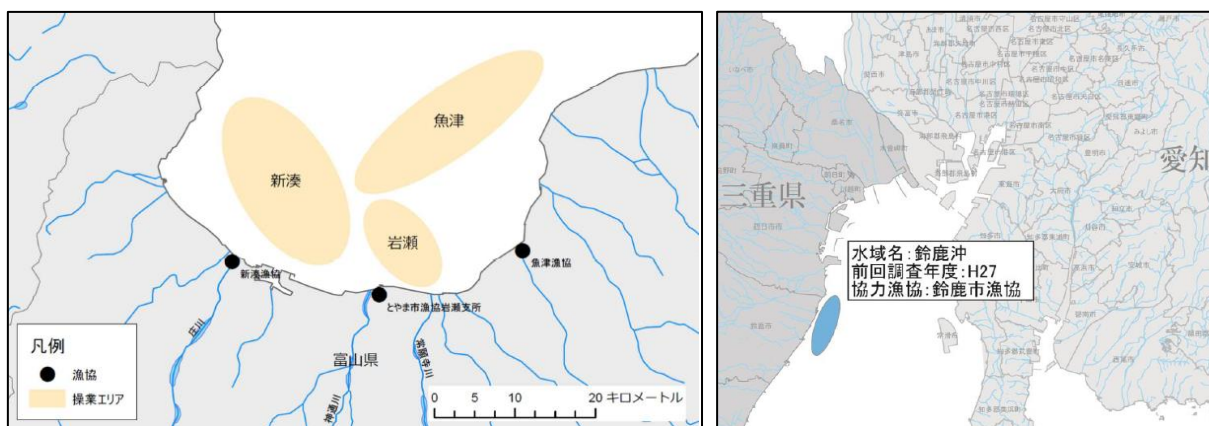
出典：平成 30 年度漂着ごみ対策総合検討業務報告書（環境省）

(6) 海底ごみの組成

環境省の調査によると、本県の河川が流れ出る富山湾の沿岸海域(岩瀬、新湊)では、プラスチック類の割合が最も高く 62.8%~95.9% (重量割合、以下同じ) となっています。

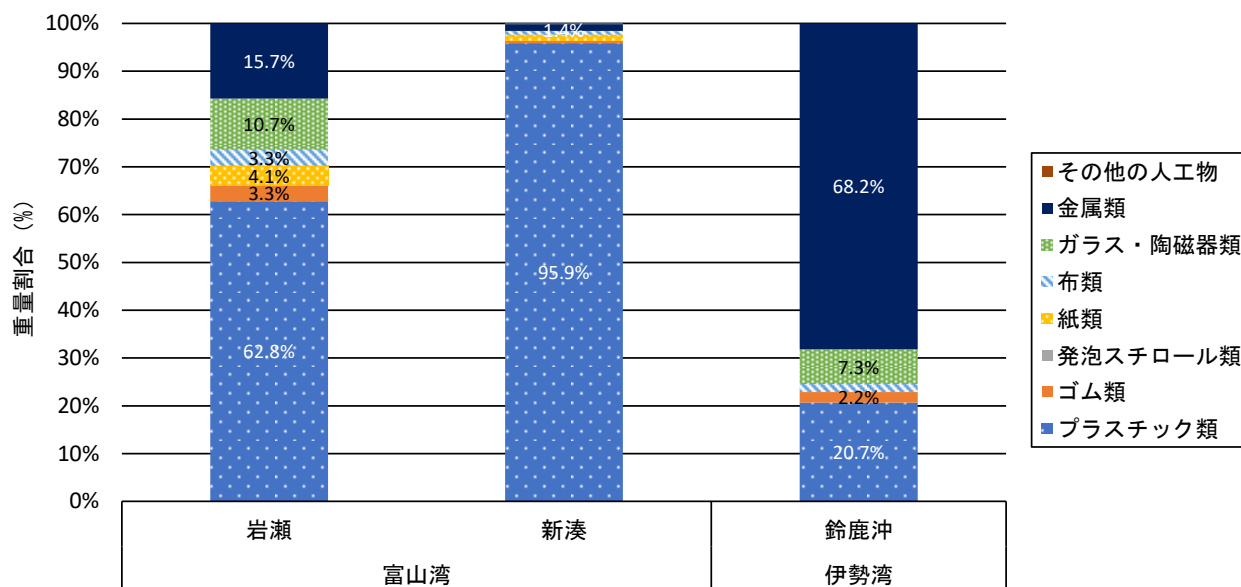
また伊勢湾の沿岸海域(鈴鹿沖)では、金属類に次いでプラスチック類の割合が 20.7% となっています。

図3-4 海底ごみ調査位置(平成28年度(2016年度)、平成30年度(2018年度))



出典：平成28年度・平成30年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書(環境省)

図3-5 海底ごみの分類別の重量組成比(富山湾・伊勢湾)



出典：平成28年度・平成30年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書(環境省)から作成

4 計画策定経過

令和2年9月2日	岐阜県河川ごみ実態調査（9月15日まで）
令和3年7月26日	令和3年度第1回岐阜県海岸漂着物等対策推進協議会 （計画骨子案の検討）
令和3年10月4日	岐阜県議会厚生環境委員会（計画骨子案を説明）
令和3年10月29日	令和3年度第2回岐阜県海岸漂着物等対策推進協議会 （計画素案の検討）
令和3年11月24日	計画案に対する県環境審議会委員への意見照会
令和3年11月24日	計画案に対する国・流域圏関係機関（県・市町村）等への意見照会
令和3年12月13日	計画案に対するパブリックコメント（～令和4年1月11日）
令和4年2月4日	令和3年度第3回岐阜県海岸漂着物等対策推進協議会 （計画案の検討）
令和4年2月22日	岐阜県環境審議会（計画案の報告）
令和4年3月18日	岐阜県議会厚生環境委員会（計画案の報告）

5 岐阜県海岸漂着物等対策推進協議会委員名簿

(敬称略・区分毎に50音順に記載)

学識経験者	いとう えいち 伊藤 栄一	NPO法人森のなりわい研究所代表理事所長 岐阜県木の国・山の国県民会議会長
	おおやぶ ちほ 大藪 千穂	岐阜大学副学長・教育学部家政教育講座教授 岐阜県消費生活安定審議会会長
	さじき ひろなお 佐治木 弘尚	岐阜薬科大学副学長・大学院薬学研究科長・教授 岐阜県環境審議会会長
	ちば さとし 千葉 賢	四日市大学環境情報学部特任教授
住民及び民間の代表	おおはし よういちろう 大橋 洋一郎	中日新聞社岐阜支社報道部長
	うの ひろゆき 宇野 弘幸	岐阜県農業協同組合中央会総合企画部長
	おくむら よしこ 奥村 佳子	岐阜県商工会女性部連合会会長
	かんぼら かずよし 神原 和義	岐阜県森林組合連合会常務理事
	さかいだ たかし 坂井田 節	NPO法人長良川環境レンジャー協会理事長
	さこう やすなり 酒向 保成	岐阜県漁業協同組合連合会参事
	さとう けいぞう 佐藤 圭三	全岐阜県生活協同組合連合会専務理事
	いのうえ よしひろ 井上 吉博	岐阜新聞社統合編集局報道本部長
行政機関	かわち じゅんじ 川地 淳司	国土交通省木曾川上流河川事務所総括保全対策官
	ながや としき 長屋 敏樹	岐阜県市町村廃棄物処理事業対策協議会会長 岐阜市環境部長
	ごとう ひとし 後藤 等	岐阜県市町村廃棄物処理事業対策協議会副会長 八百津町水道環境課長

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶉飼などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます



清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画
(令和4年度～令和12年度)

発行年月:令和4年3月(令和5年3月、令和6年3月 一部改定)

発行者:岐阜県環境生活部廃棄物対策課

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

TEL 058-272-1111(代表) 内線 2963

FAX 058-278-2607